

第百七十七回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 九 号

平成二十三年四月二十六日(火曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 奥田 建君

理事 滝 実君 理事 辻 恵君

理事 橋本 清仁君 理事 樋口 俊一君

理事 牧野 聖修君 理事 稲田 朋美君

理事 平沢 勝榮君 理事 大口 善徳君

相原 史乃君 井戸まさえ君

大泉ひろこ君 笠原多見子君

金子 健一君 川越 孝洋君

京野 公子君 熊谷 貞俊君

黒岩 宇洋君 黒田 雄君

桑原 功君 階 猛君

橘 秀徳君 中島 政希君

野木 実君 三輪 信昭君

水野 智彦君 森岡洋一郎君

山崎 摩耶君 横糸 勝仁君

河井 克行君 北村 茂男君

柴山 昌彦君 棚橋 泰文君

長島 忠美君 馳 浩君

森 英介君 坂口 力君

園田 博之君 城内 実君

法務大臣 江田 五月君

法務副大臣 小川 敏夫君

厚生労働副大臣 小宮山洋子君

法務大臣政務官 黒岩 宇洋君

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘君

政府参考人 (法務省民事局長) 原 優君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 石井 淳子君

法務委員会専門員

生駒 守君

委員の異動

四月二十六日

辞任 野木 実君

水野 智彦君

北村 茂男君

柳本 卓治君

漆原 良夫君

同日 漆原 良夫君

同日 金子 健一君

同日 森岡洋一郎君

同日 長島 忠美君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

補欠選任 森岡洋一郎君

金子 健一君

馳 浩君

長島 忠美君

坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

同日 坂口 力君

持ち証拠の全面開示を求める意見書(大阪府吹田市議会(第四二五七号))

支部管内における司法機関の機能充実を求める意見書(宮城県登米市議会(第四二五八号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府宮津市議会(第四二五九号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

速やかに取調への可視化(取調へ全過程の録画)の実現を推進する意見書(京都府伊根町議会(第四二六〇号))

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会閣法第八号(参議院送付))

○奥田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長原優君、厚生労働省大臣官房審議官石井淳子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥田委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局豊澤家庭局長から出席説明の要求がありますが、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井戸まさえ君。

○井戸委員 民主党の井戸まさえでございます。きょうは、総括質疑ということで、質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

まず、今回、民法の一部改正案に、離婚後の親子の面会交流や監護費用の分担の明示がされていることについて、子の福祉のために行うのだということを明確にするためにも、再度質問させていただきます。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

○奥田委員長 質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。質問の趣意が十分に伝わりました。

ただきたいと思っています。

四月十五日の法務委員会でもお聞きをいたしました。法制審の児童虐待防止関連親権制度部会で水野委員の方から、面会交流の明示を提案される際に、「条文の中に書き込むということがもし幾らかでも奪い合い紛争を緩和する要素がある力を持つことができるのだとすれば、必要な改正だと思っています。そして児童虐待防止のための親権に関する制度の見直しという今回の改正とも、関連はある提案であろうと思つて発言をさせていただきました。」と、離婚後の親子の面会交流、監護費用の分担の明示のことに關しまして、あくまで子の利益を中心とした、子の権利というところから述べられるべきだったんですけれども、このところが児童虐待防止とかそういったところの関連で出てしまつていふということについて、私の方からは多少の違和感があるということもお伝えもさせていただきました。

父母の離婚後、同居をする親だけでなくて、別居している親との関係をできるだけ維持することが子供の福祉にかなうことだという視点がきちんと議論がされないままここで法改正されることについては、やはり私は問題があつたのではないかと思います。

その後、四月二十日の法務委員会でも、駿河台大学副学長の吉田恒雄参考人からも、今回の改正内容というのが九六年の法制審答申の内容のまま変わっていないことについて、「その後の状況の変化、社会の変化もあれば学界における変化もあるわけで、それらの点についての十分な議論がなされたのかどうか」と懸念が表明もされております。

家族法学者や弁護士の方々も、面会交流などの明示が、親権制度部会の最終回まで議論が全くなく、九六年の法制審答申のこの部分だけを切り取つて、切り離して唐突に提案されたことに大変驚かれ、十分な議論が行われなかったことについて、そしてさらには、残された家族法の改正がどのような扱いになるのか、そこへの影響も懸念を

されていきました。

大変重要なことなので、再度大臣にお伺いをさせていただきます。子監護について必要な事項として、離婚後の親子の面会交流及び監護費用の分担を明示した趣旨、また理念をお聞かせください。

○江田国務大臣 審議の経過等について、委員の方からの御懸念を示されましたが、もともと面会交流あるいは監護費用分担というのは、離婚の際、七百六十六条第一項の、監護について必要な措置、これに含まれていふというものであります。実務でもそのような解釈、理解の上でいろいろな話し合いを裁判所がリードしたりしていると思いますが、しかし、それでも明確でなかったというところで、面会交流や監護費用の分担についての明確な定めなく離婚というのが成立してしまうということも多々ございました。

そこで、その点を明確にするということで、監護についての必要な事項に含まれるということを示したということとございまして、これは、別れても父と子、母と子、この関係が変わるわけではないので、そして、別れた後も、監護親だけでなく非監護親ともいろいろな面会交流があることが子の福祉にかなう、子の利益にかなうという観点からこういうものを明示したということで、だれの権利だということ、それはいろいろな理解があるかと思いますが、子の福祉というのを第一に考えているということだと思つております。

○井戸委員 今、子の福祉を第一に考えてこの改正に至つたということ、理念も含めて御答弁をいただきましたけれども、その理念というのを具体的に実現していくためには、やはり円滑な面会交流、これを促していくような社会的な支援制度というのが大切だという認識は法務省も持つておられて、先般の御答弁の中でも、委託で面会交流支援の実態調査を行つていふという御答弁がありました。おまとめになつた調査報告書がどのように反映されているのか、これには注視をしていきたいと思つています。

前回の質問でも触れましたけれども、離婚件数から考えても、面会交流は民間だけではとても間に合いません。公的な支援体制をつくつていくことが重要だということは指摘したとおりでございますけれども、広く支援を受けていただくためにも、今ある女性センターなど公的な機関の有効活用などもされたらいいのではないかと思います。また、人材の確保については、全国には弁護士会さんなんかもありますので、弁護士会の活用など、今ある施設や人材の活用も検討されたいかがでしょうか。これは原民事局長に御答弁をお願いしたいと思います。

○原政府参考人 委員今言われましたとおり、面会交流が適切に実行されていくためには、当事者任せということではなくして、行政もそれをサポートする体制をつくつていくことが必要だと考えておりますので、法務省としまして、厚労省等関係省庁と協力して、そういうサポート体制の構築に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○井戸委員 今、厚労省や関係のところとの連携をしながらという御答弁があつたんですけれども、例えば、社会的な支援制度の充実、そして民法改正の今回の趣旨を実現するためには、まさにその関係する機関との役割分担、そして連携というものが必要だと思ひます。

具体的に、関係省庁担当者連絡会議などの設置を検討いただければと思うのですが、これはいかがでしょうか。これは大臣にちよつとお伺いをしたいと思います。

○江田国務大臣 おつしやるとおり、いろいろな関係機関が、官民ともに面会交流が円滑に実施できるように協力してサポートしていくことは大切だと思つております。関係府省庁等との連携、これも必要不可欠であると考えておりまして、法務省としても可能な対応について考えていきたいと思ひます。

○井戸委員 これは当然法務省だけではできないので、きょうは小宮山厚生労働副大臣にもお越し

をいただいていますけれども、厚生労働省としてはどのようにお考えで、どのような対処を検討していくおつもりなのか、伺つてもよろしいでしょうか。

○小宮山副大臣 厚生労働省では、平成十九年から養育費相談支援センターを設置しまして、ここで、養育費だけではなくて面会交流の相談にも応じています。平成二十一年度は、面会交流の相談を百三十四件ここで受けています。

また、都道府県等を単位に設置されました母子家庭等就業・自立支援センターで、専門の相談員を配置しまして、養育費や面会交流の相談支援に

応じています。平成二十一年度、こちらでは面会交流の相談を三百九十四件受けています。今後とも、専門の相談員を配置してない母子家庭等就業・自立支援センターに配置を進めるとともに、相談員の人材養成のための研修や関係機関との連携など、面会交流に関する相談支援体制の充実を厚生労働省としてもしっかりと図つていきたいというふうに思つています。

○井戸委員 今、面会交流の相談、百三十四件だと三百九十四件という数字を伺つて、やはり愕然とする思いです。監護が必要な子供たちの離婚というのが、年間ですと、一年間に十四万件あるのに、今までやつていた相談の数というのがこの三百九十四件とか、もう圧倒的に少ない。これがなぜうまくいかなかったのか、その原因というのを、小宮山副大臣、もう一回御答弁いただけますでしょうか。

○小宮山副大臣 なかなか難しいところですが、離婚に至るのにやはり両親の間にいろいろな確執があるかと思ひますので、その中でやはり子供のことを第一に考えるという視点が、当事者もそうですし、それをサポートする体制がなかなか整つていなかったということもあるかと思ひますので、これからこういう法改正があることも踏まえて、ここは本当に、おつしやるように省庁横断的に、ぜひ、子供を守る、子供の権利をちゃんと守るという意味から、しっかりと取り組まなけれ

ばいけないテーマだと私自身も思っています。

○江田国務大臣 今、小宮山副大臣の言われたことだと思いますが、私など、かなり以前になりましたが、民法を勉強したときには、やはり離婚の際に、監護親に子のすべての監護の権限を集中した方が、子供に対する監護、介護、教育、この軸がぶれなくてその方がいいんだというような、そういう理解があったと思うんですね。それが社会一般に、非監護親もやはり親、そして親子の関係は子供の成長に大事なんだ、そういう理解がなかなか広がらなかった根本だったのではないかと気がいたします。

しかし、考えてみて、今、夫婦のあり方、これはもうさきさま、別れ方もさきさま、そんな中で、確かに、お互いどなり合いながら別れるというのでは、これは葛藤がずっと残って、会わせたくない、あるいは連れ去られる心配をする、そういうことがあると思いますが、そこはこれから、別れ方ももっとも、スマートな、上手な別れ方というのがだんだんできてくるので、そうすると、非監護親と子との関係というの、ずっと社会の理解も変わってくるのではないかと。そうした社会の新しい理解を広めていく必要があるんだと私は思っております。

○井戸委員 スマートに別れるというのは非常に難しい、体験者は皆さん思っているんじゃないことだとは思いますが、やはりこれだけ件数が少なかったというのは、離婚するときに、例えば監護の費用のこととか、また面会交流について、決めなければいけないことだという認識自体がなかったと思うんです。だからこそ今回の民法の一部改正につながっていると思うんです。

先般も、大臣いらつしやらないときに、私は、協議離婚のときに、離婚届の中に、それを決めたかどうかというチェック欄をつくつたらいいんじゃないかということも御提案をさせていただいたんです。そうすれば、そのとき、それが決まっていることが離婚するための要件では当然ないんですけれども、しかしながら、やはりこれは決め

ていかなければいけないことだということの認識、そして周知徹底というのをきっちり図っていくべきだと思うので、ぜひともまたそれも御検討いただきたいと思っております。

そして、今回、児童虐待の絡みでここで面会交流のことについて出てきたことについて、先ほども、十分な議論がなかったということも御指摘をさせていただいたんですけれども、前回聞きましてたけれども、父母との面会交流だけでなく、子供がその離婚後、例えば一緒に暮らしていない側の親の祖父母ですとか、または別れ別れになってしまった兄弟姉妹、あるいは子供と相当期間一緒に暮らした親族や里親などについて、諸外国の例を挙げて、検討するべきなんじゃないか、これに関して面会交流の機会というものをきちっと制度化していくべきじゃないかということを質問させていただきました。

その際に、原民事局長から、「昨今、我が国では小家族化、少子化が進んでおりますし、離婚や再婚も増加しているというところでございまして、祖父母とか兄弟姉妹などが子供と面会交流をしたい、その面会交流を認める必要があるのではないかと議論が高まっておりますことは承知しておりますので、この問題につきましては、議論の行方を見ながら検討してまいりたい」と、前向きに御答弁はいただきましたけれども、具体的には、どのような場でこうした議論が行われるのでしょうか。多くの当事者の関心もあるところなので、ぜひそのプロセスも明らかにしていただきたいと思っております。原民事局長、お答えをお願いいたします。

○原政府参考人 現段階において、具体的に、どの場で議論し、どういうスケジュールでやるということは、まだ確たるものは持っておりません。この家族法の民法の歴史を見ますと、昭和二十二年に日本国憲法の制定を受けて大改正がされ、その後、個別的な部分については見直しがされておりますけれども、家族法全体についての見直しというのは今までできていないわけござい

す。

家族法の部分について、婚姻、離婚法制につきましては平成八年の二月に答申が出ましたけれども、この答申自体についていろいろな御意見があつて、その改正もまだされていない。親子法制全体につきましても全体的な見直しがされていなくて、やはりこういった家族法全体についての見直しというのは今後重要な課題だと思っておりますので、その中で、親子だけではなくて、子に対して愛情を注ぐ祖父母あるいは兄弟との面会交流という話も、当然検討の対象にはなってくるのではないかと、こういうふうにご考えております。

○井戸委員 家族法全般については後ほどまたお聞きをしたいと思っておりますけれども、その前に、懲戒権の規定が今回削除されなかったことについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今回の改正で、懲戒場に関する記述は削除されましたけれども、懲戒権の規定は残っています。委員会でも参考人から、この条項を削除すべきではないかという発言がありました。大臣の御答弁は、子に対する親のしつけのあり方には多様な意見があるとして、しつけとの境界線が非常に難しいという御趣旨の答弁だったかと思っております。

細かな法律論をここで論じるつもりはないんですけれども、規定を削除した場合に関しては、児童虐待の防止をするんだという強いメッセージを出すことになって、これは虐待防止に資すると思っておりますし、残ればその逆で、子供のしつけと称して行われる体罰や虐待というのは許されるのだという誤ったメッセージを出してしまう可能性もあつたのではないかと危惧しています。

将来的にはどのようにすべきだと大臣はお考えなのか、改めて伺いたいと思います。

○江田国務大臣 懲戒についてはいろいろな議論がございまして。懲戒という規定を削除するとしつてもできなくなるといった誤った受けとめ方があ

るという主張もあるし、そんな受けとめ方はないという主張もあるし、なかなかこれはエビデンスでもって証明することが極めて難しいところでございます。

今回は、懲戒場は、もちろんこれはどこから見ただつて時代おくれに決まっているので削除しましたが、懲戒という言葉自体は残しました。しかし、私は、今はこういう立場ですが、民主党の担当の仕事をしていまして、懲戒という規定を削除する法案をまとめたこともございます。これは、私がその担当ではないんですが、しかし、法務省と大臣という立場で、民主党の提案としたこともございます。

今回の改正の状況を見ながら、今後検討していく課題だと思っております。

○井戸委員 ありがとうございます。また今後いろいろ議論をさらに深めていければと思っております。

それでは、家族法の全般についてまたお伺いをしたいと思います。

民法改正は、法制審議会が一九九六年二月に民法改正法律案要綱を答申して、こととして十五年になります。しかしながら、いまだ実現をしていません。

今回の改正では、九六年答申の一部が改正されるわけですが、ある意味、ちよつと釈然としません。子の福祉、子の利益であるならば、民法九百条四号ただし書きの、婚外子への相続分差別的撤廃こそ行われるべきだったのではないかと。これを行わずに子供のためと言われても、本当にそうなのかということをお聞きをいたしません。

子供を嫡出でないと法で差別する国というのは非常に珍しくて、国連の各種委員会からたびたび勧告も受けています。子どもの権利委員会では、嫡出でない子という差別的な用語を改めるということも求められています。

法改正をしないということは、法律による差別が解消されないだけでなく、経済や財政ばかりを政治の中心とらえて、人権を軽視し続けている

ただ、今委員御指摘の十五年前の提案ですが、これはもう既に法制審を通っているわけですから、そういう意味では、立法の玄関までもうたどり着いているものでございます。それがなかなか、当時、政府の方、内閣の方で対応できな

かつたということで、当時野党であつた我々の方が、議員立法でやるんだ、こういつて取り組みを進めてきたので、議員立法ももちろん軽視をするつもりは毛頭ありませんが、やはり基本法中の基本法ですから、しかも法制審も通っている、これが国会の御理解をいただけるようになるように、私どもも努力をしますし、議員の皆さんにおかれても御努力いただきたいと思ひます。

○井戸委員 まさに、先ほど、法制審の答申がたなざらにされているというのはこの問題だけだということだったので、玄関までは来ていますけれども、その至るまでの間には、十五年ですから相当変わつてゐるんですよ。その場で変わつてゐるんだつたらば、また新たに例えば答申を出して、また法改正ということもできたと思うんですけども、一回答申が出ていたのでそのまゝになつちやつてゐるので、実際には、本当に今、私たちが生きる、そして離婚に關しての状況なんかも変わる、子供の虐待の状況も変わつていく中では、非常に手続的にはもつたないことをしているなという印象も私は持ちます。ぜひとも、この辺も含めて、さらに前進するために何が必要なのかということ、議論を深めていただければなというふうに思つてゐます。

私も○九年の政権交代で当選をしてまいりましたけれども、多くの方々から、人権の面ではいまだに政権交代を実感できずにいると厳しいお声もいただいております。チルドレンファーストを掲げているわけですから、例えば、先ほど言いました婚外子差別を行うことは絶対許されませんし、国連中心主義を掲げながら、国連からの勧告に背いて差別を続けるのであれば、国際社会で名誉ある地位というものも占めることなどは到底できません。私も人権に關する政策を軽視していると仕分けられないようにしっかりと取り組みたいと思ひます。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
○奥田委員長 次に、大泉ひろこ君。

○大泉委員 民主党の大泉ひろこでございます。今回の法改正は、二年以内の期間に限つて親権を行使できない親権停止の制度を新設するという、大変画期的な内容であると思ひます。また、多くの同僚議員も指摘されましたけれども、子供の監護、教育は子供の利益のために行われるということを明確化いたしましたし、しかも懲戒場を削除した、これも大変よかったと思つております。全般を見て、非常に高く評価できるといふふうに思つております。また、一時保護中に児童相談所長の親権代行も今回可能になりましたし、現場でぶつかつてきた問題、特に児童養護施設、児童相談所の現場の問題をよく解決しているといふふうに見えてゐるわけでございます。ここで、長年問題だつた児童の虐待防止の制度的担保ができたといふふうに私は思ひます。

したがつて、私は、この法改正は九十点以上、若干残念なのは、たくさん同僚議員が指摘されましたように懲戒権が残つたといふところがございますが、九十五点はいくかと思ひますが、法務大臣は、この法改正に満点をつけられますでしょうか、あえて悔いの残るところはありますでしょうか。まずそこから伺ひたいと思ひます。

○江田国務大臣 私は一月十四日から法務大臣になつたので、前任者のもとでこの立案といふのはかなりの程度進んで、それを引き継いだものではございますが、私が責任者となつて提出をしておりますのでございまして、私としては、懲戒権など残つてはおりますが、今の状況のもとでは百点満点だと思つております。

○大泉委員 ありがとうございます。多分、法務大臣の御答弁だなどという気がいたしました。ただ、今の状況のもとではとおつしやいましたので、状況が変わればまたこの内容も変わつていくといふふうにも受けとめさせていただきます。今の満点の法改正を基礎にいたしまして、いい制度をつくつていただきました。しかし、制度ができて、現場ではなお、対応困難な問題は多いと思ひます。

例えば、虐待の現場でも、児童相談所は立入調査権があります。調査権があつても、しかし、相手がやくざさんだったり怖いお父さんだったりするとなかなか踏み込めないといふのがありまして、警察の協力なしには踏み込むことができないような場合も非常に多くございます。したがつて、今回、法的担保はできたといひますが、親権を停止しても、親によつては、児童養護施設にやつてきて、子供に対してのストーカー行為をやめないといふような場合もあると思ふんですね。子供をさらつていくといふ場合もあると思ふんです。したがつて、今後、親権を代行するようになりまして、児童養護施設のためには、児童養護施設自身の専門性を高める、あるいは体制を強化する、こういうことも条件になつて初めて法的担保が生きていくんじゃないかといふふうに私は思ふわけでございます。

児童養護施設については、ことし、タイガーマスク運動というので急に全国的に有名になつたわけでございますけれども、今この時点で、児童養護施設の今申し上げた体制とか専門性とかを考えると、そのあり方についてどう御方針を持つておいでになるか、小宮山副大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○小宮山副大臣 委員がおつしやいますように、児童養護施設については多くの問題があつて、虐待防止法改正の中でもずっと取り組んでまいりましたが、なかなか進まない部分がございました。おつしやるように、ちょうどタイガーマスクで関心が高まつたその時期もとらえまして、ことし一月に、児童養護施設等の社会的養護の課題に關する検討委員会というものを立ち上げてまして、児童養護施設などの関係者の皆様で構成していただき、短期的に解決できる課題はこの四月から省令改正などをしておりますし、中長期的に取り組む将来像についても今検討しております。

その中で、施設の小規模化による家庭的な養護の推進ですとか、虐待を受けた子供に対するケアの充実、自立支援の充実などが課題でございます。専門性や人員配置の充実が必要だと考えながらやつてゐるところです。

施設長につきましても、豊かな人間性を持つて、一定の専門性を持つ人が必要ということで、施設長等の権限と親権との関係の明確化などを図る今回の改正法について、施設長などに制度の理解も深めていきたいと思つておりますし、資質向上を図るために、今余りきちんと規定をされていない施設長の研修、この点はぜひやつていかなければいけない。総合的にしっかりと取り組んでいきたいといふふうに考えているところでございます。

○大泉委員 ありがとうございます。大変前向きに取り組んでおられることを伺ひいたしました。小宮山副大臣、もう一つつと伺ひたいんですけども、専門性につきまして、施設長の研修ということをしつかりやつていかれるということでございますが、例えば、法律に、施設長の資格に社会福祉士を持つてゐるとか、本当に第三者が見てもわかるような専門性を取り入れていくといふようなことはお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○小宮山副大臣 前回もお答えしたかと思ふんですけども、今、施設長になれる資質としては、いろいろな方がなれるような条件になつてゐますよ。ですから、それを、幅広く人材を何とか集まつていただきたいということ、今おつしやつたような専門性をどれだけ持った人によつていただくのがいいのかということ、これからの大きな検討課題だといふふうに思つております。

○大泉委員 ありがとうございます。福祉の世界にもう少し第三者がわかる専門性を取り入れた方がいいかなと思つております。この質問は以上で終わらせていただきます。

今、児童養護施設についてお伺ひしているところでございますけれども、児童養護施設、最初は一九四七年の児童福祉法の立法でできたわけでございます。孤児、浮浪児を収容する施設としてス

ターゲットいたしました、終戦後の児童養護施設の数と、それから入所している児童の数、これらを石井審議官にお伺いしたいと思います。

○石井政府参考人 児童養護施設は、児童福祉法が施行された直後の昭和二十三年には、全国で二百六十余りの施設がございまして、一万一千人の子供が入所してございました。その後、施設の数もふえまして、ちょうどピークとなります昭和三十四年に五百五十五施設となり、約三万五千人の子供が入所するに至っております。平成二十二年三月末現在、児童養護施設の数には五百七十五施設でありまして、三万五千九十四名のお子様が入所されております。

○大泉委員 ありがとうございます。

終戦後、児童福祉法ができた直後は一万一千人というお話でございましたけれども、その後ふえていつて、昭和三十四年には、言ってみれば、今と同じくらいのレベルに人数も施設数もなつたというところでございます。

西暦でいうと一九九〇年代には児童養護施設も一時定員割れを起したりして、どうやって生き延びていくかというような時代もあったわけでございます。そのときはちょうどデフレ経済に突入していつて、お父さんがリストラされて、今度はまた児童養護に入れられるお子様がふえてきた。それと同時に、家庭や地域の育児力の低下というのでしょいか、これが進んで、児童数がふえてきて、一時定員割れでこれはどう生き延びるのかと言っていたのが、児童養護施設がもつと必要になつてきたという状況に現在あるというふうに思われます。

そこで、子供といえはやはり御専門の小宮山副大臣に伺いたいと思うんですが、最近の児童養護施設に入る方々、私が申し上げたデフレもあるけれども、家庭とか地域の育児力が低下したと私は見ているわけですが、このような見方を副大臣もなさつていらつしやいますでしょうか。

○小宮山副大臣 どういうことで家庭の育児力が

低下したとか、なかなかいろいろな要因が複合的にあるかとは思ふんですが、やはり、核家族化が進み、それで非常に、今、一つの家庭の平均の人数が二・五人とか二・六人とかいうような状況になつて、なかなか子育ての知恵とかが受け継がれないというようなこともあるかと思ひます。

やはり、児童養護施設に限つて見ましても、虐待を受けた子供の増加というのが今の著しい特徴だと思つておりまして、そういう意味で、近年、本当に入所児童数が、平成七年の十月から平成二十二年三月までに一・一三倍増加をしている。それでもまだ受けとめ切れなくて、もつと本当は必要としている子供たちがいるのだからというふう

に思つています。核家族化とか、あとは、地域の中の、やはりもう少し隣近所とのコミュニティを再生するというようなことも、児童養護施設に入らなければいけない子供を減らしていくことには必要かとも思ひますし、やはりこれは全体の経済状況、社会状況、いろいろな中で生まれてきてしまつたものだと思いますので、これは衆知を集めて、何とかこういう児童養護施設が必要でないように組み立てていかなければいけない、考えていかなければいけないかなというふうに入所してあります。

○大泉委員 ありがとうございます。非常によくわかりました。

そこで、法律に戻つてちよつと確認したいことがございます。

懲戒場は今回削除されたわけでございますけれども、懲戒場というのは、法務省の有権解釈によりますと、感化院、少年教護院、矯正院が該当すると考えられております。これらは今なくなつてしまつたわけでございますけれども、現在の児童福祉法の六十七条に、少年教護院を教護院とみなすという規定がまだ残つていられるわけでございます。もちろんこれは、一九四七年、児童福祉法ができたときに、教護院という福祉の措置で行われるもので、これは矯正施設ではないわけで、まし

て懲戒場でもない施設になつたわけですが、これも、経過規定として、懲戒場であつたところの少年教護院を教護院とみなすという規定が現在も残つていられるわけですね。

その教護院は一九九七年の改正で児童自立支援施設になつて、現在では、福祉の措置で、児童の指導と自立支援を行う施設、児童福祉法の四十四条でなつていられるんですが、しかし一方で、その流れをくむ少年教護院というのが入つてくる。ならば、今回の改正のときにこの条文は削除すべきだつたんじゃないでしょうか。これは残しておく理由があつたのでございましょうか。これは石井審議官に伺いたいと思ひます。

○石井政府参考人 委員御指摘のとおり、明治三十三年制定の感化法の感化院が、昭和八年の少年教護法で少年教護院となり、さらに昭和二十二年の児童福祉法で教護院に改めてあります。

少年教護院は、親権者または後見人がない少年や少年審判所から送致された少年を入所させるという本来の役割に加えまして、裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき者を入所させる役割も持つていたにすぎません。これは児童自立支援施設が懲戒場から発したというわけではないというふうに入所してあります。ちなみに、児童福祉法の教護院は、懲戒場に入れるべき者を入所させる役割は、法制定当初から規定はされていなかったところでございます。

児童福祉法六十七条、これは現在あるわけでございますが、これは児童福祉法施行時に存在していた少年教護院を児童福祉法の教護院に移行させた規定でありまして、この移行の規定自体は、現在の民法八百二十二条に規定をする懲戒場の規定とは無関係でありますので、削除する必然性はな

いと考へたところであります。ちなみに、児童福祉法六十七条、これは昭和二十二年の同法制定時の経過措置を定めたいわば附則でありまして、この附則の条番号が本則からの通し番号になつていられる関係で、これは古い法律に見られております附則というのがややわかりにく

いような規定になつておりますけれども、これはあくまで附則でございます。

附則につきましては、おおむね付随的な事項を定める部分でありまして、法令の施行期日とかあるいは経過とか、そういうものを定めるわけでございますが、新法制定時のさまざまな交通整理について定めた条文は改正がされないのが一般的でありまして、六十七条はそうした内容の条文というふうに入所してあります。

○大泉委員 大変難しい説明がなされましたけれども、もちろん、少年教護院と現在の児童自立支援施設と、それは、片や福祉施設でございまして、違ふということを前提で伺つたわけでございますが、一般的にこういうものは削除する必要はないということでございますが、置いておく必要はないと思ふので、そういう合理性も必要じゃないかなというふうには思ひます。これはコメントにとどめておきたいというふうに入所してあります。

今、児童自立支援施設について伺ひましたので、続きまして、親権制限については、主に児童養護施設の方の需要からきた改正ということであろうと思ふんですが、この児童自立支援施設でも親権制限をしなればならないケースというのはいくらでもあります。引き続き、審議官、お願いいたします。

○石井政府参考人 児童自立支援施設では、入所する子供のうち虐待を受けた経験があるお子さんの割合が六五・九％と高くなつております。

このため、児童自立支援施設におきましても、親が繰り返して不当な主張をする場合など、やはり施設長が親権制限をしなればならない場合はあるものと考えております。

○大泉委員 ありがとうございます。

児童自立支援施設にタイガーマスクがあらわれなかつたので余り有名にならなかつたんですけれども、こちらの児童自立支援施設についても、二〇〇六年ですか、あり方研究会というのが行われて報告が出ておりますけれども、この報告に対して、政策をつくつてこられた、あるいは改善され

たことはありますでしょうか。引き続きお願いいたします。

○石井政府参考人 委員御指摘のとおり、二〇〇六年の二月に、有識者や施設関係者で構成する児童自立支援施設のあり方に関する研究会の報告書が取りまとめられておりまして、この報告書は、児童自立支援施設における育て直し機能の充実強化などについて記載をしているものでございます。

これを受けまして、児童福祉施設最低基準を、平成十九年度、改正をいたしまして、児童自立支援施設の長あるいは児童自立支援専門員等の任用資格を厳格化したしております。それから、各施設における先駆的実践プログラムの集約や、専門的支援、援助技術に関する調査研究等の実施による施設運営体制の充実強化や、入所児童に対する援助技術の向上についても図つてきておりまして、さらには、自立支援計画等の作成、進捗管理等を担う基幹的職員の配置を平成二十一年度からスタートするなど、その体制の強化というのを図つてきているところでございます。

○大泉委員 ありがとうございます。ぜひ、児童自立支援施設も児童養護施設と同様に、前向きに検討していただければと思います。

これはかつてでございますけれども、児童養護施設というのは父子家庭が多い、児童自立支援施設は母子家庭が多いという事実を把握したことがございます。今から十何年前のことでございますけれども、このときよく説明されておりましたのは、父子家庭の場合、父親は小さな子供の面倒が見られないから児童養護施設に預ける、母子家庭の場合はこういう説明ですね、お母さんは社会的規範を教えるのが下手である、これは父親の役割であるというふうな説明がされていたことがあつて、現在も、児童養護施設は父子家庭が多くて児童自立支援施設は母子家庭が多く、またこのような説明がされているかどうか、副大臣に伺わせていただきます。

○小宮山副大臣 平成二十年現在で、児童養護施設

設に入所している子供のうち、父子家庭が一五・七％、母子家庭が三五・六％となつています。それから、児童自立支援施設では、父子家庭が一・三％、母子家庭が三九・八％となつておりまして、ともに母子家庭の方が多いんですね。

ただ、児童養護施設で父子家庭の割合が児童自立支援施設を含むほかの施設よりも若干高い理由としては、児童養護施設では、父子家庭で父が就労などによつて子供が見られない、こういうことから高くなつていっているのかと思います。

父子家庭、母子家庭にかかわらず、保護が必要とされる子供はしっかりと見られるようにしていく必要があると思つておりまして、できる限り家庭的な養育環境が重要でして、児童自立支援施設では、一定の正しい生活による支援、そういう側面も持つておりますので、こうしたことも含めて、先ほど申し上げました今立ち上げている検討会の中で、今後、社会的養護をどういうふうに充実していくかということもしっかりと検討していきたい、そのように思つております。

○大泉委員 ありがとうございます。数字ではつきりお答えくださいましたので、男女平等を推進していらいしやる小宮山副大臣です、先ほどのような御説明をしていただきたくないと思つておりましたので、結果的によかつたと思います。

それで、ちよつと話題をかえまして、すごく古い話なんですけれども、旧民法は一八九〇年に立法されましたけれども施行されなかつた、一八九八年、八年後に改めて制定されたというふう聞いております。物の本によれば、一説によれば、一八九〇年、施行されなかつた民法は、当時のおめかけさんを家族に入れていたけれども、鹿鳴館時代に、条約改正のために、西洋の一夫一婦制でないとなつてきたから変更されたのが一つの原因であるという本を読んだことがございます。その真偽のほどは別として、一夫一婦制になつて、それで家制度が一八九八年に創設されたわけでございます。

すごく古い話ですが、この一八九〇年の最初に

つくつた民法が施行されなかつた理由というのを民事局長に伺いたいと思います。

○原政府参考人 我が国の民法の古い歴史のことになりますが、一八九〇年に公布されて一八九三年に施行される予定になつておりました旧民法は、財産保護の部分はフランスから招聘されましたパリ大学のボアソナードが起草したものでございますし、家族法の部分は日本人が起草したんですが、フランスから留学帰りの者が起草したということ、全体的にフランス法の影響を大きく受けていた内容であつたということでございます。

したがしまして、旧民法が公布されますと、我が国の伝統的な家族制度を初めとして、よき伝統が崩壊してしまうんじゃないかという批判が起りまして、当時、民法出て忠孝減ぶというようなスローガンも出たということで、いわゆる法典論争にも発展したということで、旧民法は施行が延期され、その後、ドイツ民法が当時草案が出ておりましたので、フランス民法にドイツ民法を合わせた形で一八九八年にいわゆる明治民法が制定された。こういう経緯があるようでございます。

○大泉委員 格調の高い御答弁、大変ありがとうございます。

旧民法ができて百年以上たつたわけでございますが、先ほど同僚議員の質問の中にもございましたけれども、家族や社会の変化で時代に合わなくなつた場合には制度を変えていかなければならないというふうに思います。今回は児童虐待をきつかけにして民法改正が行われたので、このこと自体はすごく画期的なことだというふうに私は思います。

そして、このことの背景には、子供が親の所有物ではなくて、社会の子供という概念が入つたからではないかというふうに私は今回の改正について思うんですね。親、親たらずの親に対して、国が、言つてみれば家庭に介入します、親にかわつて子供の権利を守るといふ概念が許されたのではないかとこの件につきまして、小宮山副大臣と法務大臣、お

二人から御答弁いただければと思います。

○小宮山副大臣 おつしやいますように、やはり家族の形が変わり、そして国連の子どもの権利条約を世界の各国が、最も多くの国が批准している、こういう条約もできたりしました。

ただ、日本の中ではどうしても、子供は保護するもので、守つてやるものというところが強過ぎましたので、そういう意味では、やはり子供の権利を、親の権利が強過ぎるというのではなくて、やはり同等の人格としてきちんと子供の権利も守る、そういうことの第一歩かなというふうには思つております。

○江田国務大臣 子が親の所有物ではないんだ、これは、戦後、今の民法の家族法がスタートしたときから同じ考え方であると思つております。

ただ、親の所有物ではないんだ、子供は子供なんだ、子供としての主体性があるんだというのがなかなか社会一般の常識にまで成熟していくには若干の時間がかつたかと思つておりますが、その成熟に伴つて、現在では、親権というのは子の利益のために行わなければならないということが、次第に社会的法的確信に支えられるところまで来ているんだと思つております。

社会の法的確信というのは、つまり、親が子育てにおいて足りないところがあれば、それは社会をいけば代表する形で国がそこに介入することもあり得べしということ、親権の喪失の制度なんかもずっとあつたわけですが、喪失をさらに使いやすくするために、今回の親権の停止という制度を創設するに至つたことだと思つております。

いずれにしても、子供というのは、家族にとつてもあるいは両親にとつても未来の宝であり、同時に社会にとつても子供は未来の希望でございます、社会みんなで育てていきたいものだと思います。

○大泉委員 ありがとうございます。大変わかりやすい御答弁をお二人からいただきました。先ほど同僚の議員からもございましてけれど

も、家族法の改正というのは大変難しいことである。言ってみれば、民法の家族部分、家族法というのは、あかすの間というんですか、あかすの扉というんですか、そういうものであり続けたいんじゃないかなと思います。今回それが開かれたと私は思います。

しかしながら、先ほど同僚議員からの指摘もございましたが、これまでも議論のあった、例えば非嫡出子の相続の問題とか、あるいは、出ては消えては消えの夫婦別姓の問題とか、いろいろな家族法にかかわる問題は頓挫してきているんじゃないか、頓挫という言葉がよろしければですね。

そういう中で、余り指摘されたことではないんですけども、もう一つ、児童虐待と並んで、今、高齢者虐待というのも非常に増加をしております。身体的虐待もあるし、それから、親の年金をとってしまうというような経済的虐待もある。

そういうものが非常にふえているんですけども、親をだれが見るかというのについて、今の民法では難しいところがあります。もちろん、よくも悪くも、かつて旧民法では家督が相続しておりますが、親をだれが見るかというのは均分相続とも非常に関連をしているわけでございます。

ヨーロッパの国では、親の扶養義務をなくした国もあるというふうに聞いておりますけれども、これは最後の質問になりますが、家族法の将来の課題として、今度児童虐待に対応する措置ができたんですけれども、老人虐待に対応する民法上の検討というのはされるかどうか。つまり、先ほど、子供は社会の子供と申しましたが、お年寄りも社会のお年寄り、社会介護をする制度に合っていくような民法改正というのは検討する方向はありますでしょうか。それを最後に伺いたいと思います。

法務大臣にお願いいたします。

○江田国務大臣 高齢者の虐待の防止が重要な問題になっていることはよく承知をしておりますが、高齢者虐待防止というのは、やはり第一義的には、行政による対応によって迅速に解決するということが望ましい問題だと思います。しか

し、高齢者、みんなの将来、みんなのあすですね、これを社会で支えていこうというのまた当然で、こうしたことから公的な介護の制度も導入をされ、これもいろいろな問題を含んでおりますが、さらにいいものにしていかないといいのは当然です。

ただ、介護の問題は民法の問題とはやや違って、民法の問題ということになりますと、やはり財産の管理が問題、財産の管理能力の問題があるという場合に成年後見制度などがこの役割を果たすということでございます。この成年後見制度というのは家族法の、民法の世界の問題ではございますが、家族法と高齢者虐待の関係は引き続き注視をしていきたいと思っております。

○大泉委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳浩です。よろしくお願いたします。

先週、四月二十日の連合審査会に引き続き、子供の連れ去り問題から質問をさせていただきます。

子供の最善の利益を重視する姿勢を一段と今回の民法改正で出しました。ならば、未成年者の子供がいる夫婦間で起こった子供の連れ去り問題は、子供の最善の利益をしっかりと勘案して、慎重に裁判所の決定をすることが今回改正の立法趣旨の一つだと私は思いますが、大臣としての見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 夫婦の間で子の奪い合いが生じた場合の子の引き渡し、これは、現在、家事審判法では、民法七百六十六条の子の監護について必要な事項として家庭裁判所が判断するわけですが、その場合に、本法律案で「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という理念を明記しております。これはもう委員の御指摘のとおりだと思っております。

こと、不当な連れ去りは、場合によっては児童虐待となる場合もあること、監護親を決定する場合に、不当な連れ去りは不利に働き、逆に、面会交流に積極的な親が監護親の決定に有利に働くこと、面会交流の約束を正当な理由なくほごにした場合、監護権者変更の重要な要素となるなど、これらの四点をしっかりと制度化していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○江田国務大臣 DV防止法上の保護命令は適正な手続が必要だ、あるいは子の連れ去りが場合によっては児童虐待になる、あるいは監護権、監護親を決定する場合に不当な連れ去りが不利に働くように、面会交流に積極的な親が監護権決定に有利に働くように、あるいは面会交流を正当な理由なく破ったら監護権者の変更の重要な要素になり得るというような御指摘は、いずれも一般論としては異論ありません。重要な指摘だと思います。

ただ、この一般論を法制化するということになりまますと、その必要性とかあるいはルールとしての明確性、ほかに考慮すべき要素がないかどうかなど、いろいろ考慮しなきゃならぬ点がございます。今の段階では慎重な検討が必要だと思います。

○馳委員 続いて、共同親権、共同監護権の問題について質問をさせていただきます。

このテーマで質問をする私の意図は、離婚をした親としての機能は共同で果たすべきであるという、この大原則にのっとって私の質問の趣旨であります。

まず最初に、今回の改正で子の最善の利益を軸に改正が行われましたが、このような流れの中で、さらなる進化形が共同親権、共同監護の導入だと私は考えており、伺います。

先進主要国で共同親権、共同監護権を導入している国はどこですか。選択導入も含めて教えてください。

○江田国務大臣 私も直接にそれぞれの主要先進国の法制に自分で当たったわけではございませんが、私が知っている限りで言えば、ドイツにおい

ても、フランスにおいても、あるいはアメリカにおいても、選択肢ということも含めて、いずれも離婚後の共同親権制度を採用していると承知をしております。

○馳委員 我が国では、共同親権、共同監護権について法制審議会等で検討されたことはあります。もしされていないのなら、これだけ学界やマスコミ等で議論をされているのに、なぜされていないのでしょうか。

○江田国務大臣 これも直接存じ上げているほど知識が博学ではありませんが、法制審議会民法部の身分法小委員会というのが昭和三十年七月にまとめた親族法の仮決定及び留保事項において、離婚後も共同親権とするか、なお検討を要するというようにされたことと承知をしております。

さらに、法制審議会民法部身分法小委員会が平成三年から婚姻及び離婚制度全般について見直しを審議して、平成六年七月にまとめた要綱草案では、これも共同親権の制度については今後の検討課題とするとされたということで、検討はされたがいずれも今後の課題とされているということでございます。検討していないわけではないです。

○馳委員 では、伺います。

どうして単独親権でなければいけないんですか。

○江田国務大臣 これは、私なんか民法を勉強したところには、共同親権ということになりますと、子供の監護、教育方針がどちらか統一されない、子供の価値観の分裂とかそういうものにつながつて、やはり子供がすくすく育つには、監護、教育方針というのはどちらか一方で専ら行われた方がいい、そういう考え方であつて、さらにまた、離婚に至った夫婦のトラブルがそのまま離婚後も持ち越すことになってしまうとか、あるいは共同親権だとしても適切な合意がなかなか難しいとか、いろいろそういうようなことが言われたということだと理解をしております。

そのいずれもが、今も妥当するかどうか、これ

は今日においてはなお議論を要する、そのとおり
今も当てはまると単純に言える問題ではないと
思っております。

○**馳委員** 今回の改正で、離婚後も親子のきずな
を絶つべきではない、親子の継続的交流が基本的
には子の最善の利益に資すると価値判断されてい
るのであるならば、当然、離婚後の共同親権、共
同監護権も、選択的にでもできるようにすべきで
はないですか。いかがでしょうか。

○**江田国務大臣** 面会交流が離婚の際の監護につ
いて必要な事項の具体例として条文に明示され
て、しかも、この決定については「子の利益を最
も優先して考慮しなければならない」という理念
を明記したのは、これは委員の御指摘の考え方を
踏まえたものだと思います。

ただ、そのことと離婚後の共同親権、共同監護
権といった制度とがそのままストレートに結びつ
くのかというと、必ずしもそうではないので、親
権を持つ親が監護親になり、しかし、非監護親、
つまり親権のない親も親子関係というのはあるか
ら、子がすくすく育っていくためには、もちろん
適切に行使されなきゃいけません、面会交流が
非常に有益だという考え方で今のようなことを導
入しているわけで、繰り返しますが、そういうこ
とを導入するから直ちに共同親権の方がいいんだ
という結論には結びつかない。しかし、それがだ
めだという趣旨でもありません。

○**馳委員** 今回の改正で、民法の親権規定の体系
からも、共同親権、共同監護が認められないのは
おかしいのではないかと私は考えています。

なぜなら、今回の民法第八百二十条の改正で、
子の利益のために親権が行使されること、そして
民法第八百八条第三項で、子の利益のために、
婚姻中の親権は共同行使、すなわち共同親権と定
められていること。しかし、それが離婚すると、
いきなり単独親権と決め打ちされてしまいます。
子供の最善の利益といいながら、離婚したら、何
が子供の利益になるかを考慮せず、単独親権を押
しつけています。これでは法体系上も、単独親権

を定める第八百十九条第一項自体が孤立をし、破
綻していると言わざるを得ません。いかがでしょ
うか。

○**江田国務大臣** 今日まで、離婚後は単独親権と
いうことでやってまいりました。それはそれなり
に、その当時の一応の理由はあってやってきたわ
けですが、単独親権を直ちに共同親権というの
は、やはり一つハードルが高過ぎるのかなという
感じはいたします。

それよりもむしろ、単独親権ではあるけれど
も、非監護親も親子の関係は続いているという、
これはもう厳然たる事実でございますし、非監護
親と子との信頼、愛情、教育、そうしたものが監
護親との協力のもとで上手に果たされていけば、
これは子の利益、子の福祉に合致するのでありま
して、単独親権といえども、そうした離婚後の親
と子の関係が樹立されるならば、これは大変好ま
しいことだと思っております。

○**馳委員** 大臣、ちよつとこの話を聞いてくださ
いね。

カナダで国際結婚をしていた女性が、カナダで
離婚をして、共同親権ですね、諸般の事情があつ
て子供を連れて日本に帰ってきました、日本の家
裁で審判の結果、最終的に単独親権となった。こ
れはやはり、共同親権としてカナダで離婚をした
一方の親にとつては、なかなか釈然としない問
題でありますよね。いわば、こういうことは起こ
り得ますし、実際に起こっているんです。

したがって、国際結婚、国際離婚は一般的に
なつてきましたよねというこの間からの大臣の発
言は、実際、現場では、やはりそのとおりなん
ですよ。そうすると、大臣、今も高いハードルとい
うふうにおっしゃいましたけれども、だから私
も、選択制のある共同親権ということも視野に入
れながら、いま一度、法制審議会に諮るときじや
ないかなと思つていんです。

今回、親権制度について、子の最善の利益、ま
た、離婚後も継続的に親との交流が大切ですよ
という理念をうたった改正をした以上は、離婚を

した後の子供の利益を考えながら、まぎしく親権
の中でも一番重大な事案である共同養育、共同監
護については、選択的に認めてもよい、つまり選
択制と。このことはぜひこの段階で検討に入つて
ほしいと私は思つておりますし、今回、残念なが
ら、我々が要望してきた親権の一時・一部停止の
うち、一部停止は入りませんでした、これも議論
がございましたが、私は、この一部停止の問題に
ついて、やはり事案によつては一部停止も必要
ではないかと思つております。

○**江田国務大臣** 今、カナダで結婚、離婚して、
日本に帰つて、カナダでは共同親権、日本では単
独、そういう事例も恐らく現実にはあるのかと思
います、私は余り国際私法というのは詳しくな
いんですが、婚姻と離婚の準拠法が、もしカナ
ダならカナダ、日本なら日本、どちらかになるの
ではないかと思いますが、現実には、今委員がおつ
しやつたようなこともあるのかなと思います。

そうした混乱も乗り越えていかなきゃいけな
い。共同親権を選択制にすること、親権の一部停
止、そうしたことも、議論は、特に一部停止とい
うことについては今回法制審議会でも検討された
ということでもございますし、委員の今の問題提
起というのは卓見だと思います。

○**馳委員** 一事例ではあります、参考にといい
ことで、もう一度お聞きください。

カナダで結婚していた日本人同士が、カナダで
離婚をした。カナダの法的根拠のもとで、共同親
権。一方が、何かあったんですよね、日本に帰つ
てきて裁判を起こして、単独親権だと。カナダに
残された日本人はたまらないですよ、これは。
御理解いただけると思います。紛争がまだに継
続している事案もあります。

うな事案もあるそうであります。国によつて、共
同親権、選択制共同親権、あるいは共同監護とい
うことを考えると、私は、今から申し上げるこの
点が一つのポイントかなと思うのは、離婚するこ
ときには、ちゃんとお互いに話し合つて、共同の養
育計画、養育費の支払い、やはりこの計画書を
ちゃんとつくつて、石井さん、よく聞いておいて
ください。離婚するときにつくつておいて、そ
の上でないと離婚できませんよ。もちろん、計
画をつくつていたものが、なかなか履行されない
こともあるかもしれません、それだけの心構え
を持つてやはり対応すべきではないのかな、私は
そういうふうにいるんですが、大臣の所見
をまず伺いたいと思います。

○**江田国務大臣** 委員の御意見は大切な御意見だ
と思います、説得力も随分あると思いますが、別
の見方もまたありまして、養育計画などをちゃん
と決めないと離婚ができないうことになりま
す、離婚が随分おくれつてしまつて、その間に人
間関係がもつれにもつれというような心配をする
向きもあります。

委員のお話のとおり、十分に話し合つて、十分
な理解のもとで、面会交流も、費用の分担も、そ
して養育計画についても、子の父親、母親で合意
がきつちりできて、それが実行される、それなら
二人は別れる必要はないのじゃないか、いや、そ
うではないので、夫婦でいることと親子の関係と
はまた別ですから、夫婦としては、そろそろ、そ
ろそろといひますか、終わりにしたい、しかし、
親子の関係というのは、父親も母親もちゃんと
持つて育てていきたい、そういうことがちゃんと
社会で一般的に行われるようになれば、それは、
別れるのがすばらしいとは言いませんけれども、
まあ一つのあり方だと思ひますが、現実には今な
かなかそこまですていないので。

特に日本の場合、まあ日本の場合といひます
か、婚姻は両性の合意によつてのみ成立するとい
うことになつていて、離婚も同じですから、なか
なかそこまで、離婚の条件と離婚の効力要件とい

うようなところまで法制化するのは困難があると思っております。

○**馳委員** 離婚をするに至るさまざまな事情があつて非常に大きなストレスを抱えている夫婦にとつて、やはり、共同養育についての要件あるいは養育費の支払い等を、その計画を立てないで離婚できないよというふうに法的に課すのはいかがかというふうにおつしやいますか、あえてまたもう一度言います。

今回の改正はやはり子の利益を考えてという、そのスタンスに立っているものでありますから、子供の利益、子供の最善の利益というのを考えた上で、そこまでのいわゆる歩み寄りを求める、あるいは、これは社会的な規範として、あんな、子供のことを考えて離婚しないよ、二人が別れるのはいたし方ないとしましよう、子供のことを考えた面会交流、そして養育費の支払い、それこそまさに親としての責任を、親同士が離婚した後でも親としての責任を果たさないよというふうな言い方は、これはむしろすべきなのではないかなと思つていて申し上げているんですが、いかがでしょうか。

○**江田国務大臣** 先日、青少年特別委員会との連合審査会のときも申し上げましたが、私などの若かりしころは、子供のことを考えた離婚しないよ、今はその時代だつたんだと思ひます。しかし、今はそこは変わつてきた。子供のことを考えたら離婚しないよというものもあるいはあるかもしれない、離婚しないよというのは一番に考えること、だけれども、子供のことは一番に考えないよ、だから、離婚は離婚でいいけれども、子供のことはちゃんと考えて、これから先、責任を持つた父親、母親でありなさいよ、これが社会の常識になつていつてほしいと、本心にそう思ひます。ただ、法規範としてそれを書き込んでしまうと、そこまでするかどうかで、私は、いろいろな場面面で、子供の将来についていろいろな計画をするなり、あるいは折に触れて相談して育ていくなり、そういうことが成熟していくことは大切

なことだと思つております。

○**馳委員** そこで、一つの提案をしたいと思ひます。親教育プログラムについてであります。

アメリカの多くの州で、子の監護や面会交流で争つてゐる夫婦に対して、親教育プログラムの受講が義務づけられてゐます。韓国でも、二〇〇七年法改正で、未成年者の子供がいる場合は、協議離婚書を提出する前に親教育プログラムの受講を義務づけております。

ここで言う親教育プログラムとは、離婚の子供への影響についての知識をふやしたり、子供をストレスにさらすことを減らすことなどを目的として、講義を受けたりビデオ鑑賞をしたり、場合によつてはディスカッションなども行われております。

このような試みは、日本でも一九九九年から数年間、大阪家裁で試行されております。それはどういふ内容で、どういふ結果だつたんでしょうか。さらに、なぜ、現在において広く一般化されて実施されていらないのでしょうか。日本でも親教育プログラムの受講義務づけを提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○**豊澤最高裁判所長官代理者** 大阪家裁で試行されておりました件につきまして、この取り組みは、家庭裁判所におきまして当事者への働きかけを行う際に、適当な事案を選んで、リーフレットであるとかスライドビデオを用いる、そういったことによつて、そういったことの有効性について研究したものであります。個々の事件における夫婦への効果的な働きかけあるいは助言のあり方について研究した事例でございます。

研究の結果といたしまして、スライドビデオの視聴やその後の助言によつて、一定の望ましい効果が得られたものもございます。他方で、当事者の態度の硬化を残念ながら招いたという例も紹介されております。

そのため、こういった働きかけによつて十分な効果を得るためには、当事者において面会交流に向けた心の準備がどの程度できているのかといつ

た点を見きわめた上、いつ、どこで、また、だれの同席のもとでこういったビデオを視聴するのか、そういったあたりのところを適切に選択していく必要がある、そういった指摘が研究の成果の中で指摘されているところであります。

これらを含め、その他の研究の成果も含めまして、現在では、全国の家庭裁判所において、必要に応じて、リーフレットであるとか絵本、あるいはDVDなどを利用して、当事者夫婦に対して働きかけが行われているところでありまして、家庭裁判所といたしましては、個々の事案に応じて、その当事者の状況であるとか葛藤のさまざまな原因等に応じて適切に対応しているものというふう

に考えております。

○**馳委員** 我が国の協議離婚は、親権者を決めて離婚届を提出するだけで離婚が成立いたします。しかし、未成年者の子供がいる場合に、離婚後の子供の養育問題について何の取り決めもなく離婚を認めることは、余りに安易で、無責任で、まさに子供の最善の利益に反していると思ひますが、いかがですか。

○**江田国務大臣** 親権者の定めだけで、面会交流も、それから費用の分担も何も定めずに離婚届を出す、あとは非監護親の方は知らぬ顔というのがよくないというところは、本心にそう思ひます。

今、親教育プログラムの話がございましたが、私は、行政の方が司法に余り口出しを、余りといひますが、口出しをしない方がいいんですが、私の知つてゐる限りのことで言ひますと、家庭裁判所は、少なくとも、調査官がいろいろなカウンセリングもするように体制をとつてゐることが期待をされているのでありまして、家庭裁判所、頑張れと言ひたいところであります。

ただ、おつしやるとおり、家庭裁判所に行かない離婚というのが、つまり協議離婚届け出だけ、これが常態ですので、そのところは、社会一般の離婚夫婦の支援体制というのが必要なんだと思ひます。

○**馳委員** 改めて質問いたします。

協議離婚が成立する法的要件として、離婚後の子供の養育計画、養育費の支払いも含めて、その提出を義務づけるように民法を改正すべきであると思ひますが、いかがでしょうか。この制度化は、母子家庭における児童虐待の防止にも大変役立つと考えておりますが、改めて大臣の所感を伺ひます。

○**江田国務大臣** そのようなことが社会一般の十分な理解を得るようになれば、それは大変いいことだと思ひます。

○**馳委員** 関連して、共同養育計画の義務づけは、民法の改正をしなくても特別立法でも対応可能ではないかと思つておりますが、いかがでしょうか。

すなわち、民法第七百六十五条第一項は、「離婚の届出は、云々とありまして、その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。」と規定されております。共同養育計画義務づけ法という特別立法を、同条の「その他の法令」と位置づければよいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○**江田国務大臣** 法形式上は、それは、一般法であつて特別法であつて基本法であつて同じ法ですから、そういうことは不可能というわけではございませう。しかし、これは家族のあり方、親族法の一環の基本的なところで基本法ですから、基本的には、市民社会の基本法である民法において規定されるべきことが望ましいと思つておひまして、いずれにせよ、離婚の成立要件に養育計画を付することを義務づけるといふことは、慎重な検討が必要であると思ひます。

○**馳委員** 面会交流の件について、一件お伺ひいたします。

先般の質疑において、民法改正の趣旨がいろいろなものか、大臣の答弁によつて明らかになりました。特に、面会交流が原則なんだという趣旨は家裁等の実務者側によく伝わつたと思ひますし、大臣に感謝したいと思ひます。そこで、あるべき面会交流の具体的な標準とい

—

国及びその国民の間の財産請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたことが確認されているというこの規定をなし崩しにするのではないかと危惧をいたしているからですが、その点についての大臣の御見解はいかがですか。

○江田国務大臣 これは一九六五年の協定とは全く関係ない、そういう理解でございます。

○稲田委員 しかし、韓国の方は、まず日韓併合自体が違法な植民地支配で、奪われたものを返してもらふんだという理解をいたしております。

だとすれば、今大臣が、これは一九六五年の日韓条約とは全く違うものだとおっしゃるのであれば、その点はきちんと明確にしておかないと、かえって、後々、日韓関係の外交問題に禍根を残す。例えば従軍慰安婦問題だとか強制連行問題だとか、法務省の訟務検事が、それはもう平和条約で解決済みなんだと法廷で主張されている、そういう主張との間にそこを来すのではないかという懸念を日韓間に与える、そういうおそれはないでしょうか。

○江田国務大臣 日韓間の関係につきましては、それこそ法務省として所管をする事項ではないので、これは私に尋ねられても困りますが、困りますが、韓国の側がどういう主張をしているかというところについては別として、私も日本の政府としては、これは引き渡すということであって、この六五年の協定とは関係がないのだと理解をしております。

○稲田委員 所管じゃないとか、そういう問題じゃないんですよ。この重要な外交問題というのは菅内閣一体としてやらなきゃいけないし、大臣は、議長からわざわざ法務大臣になられて菅政権を支えておられるわけですから、この問題についてもきちんと見識を示していただきたいし、また、この問題は、必ず、戦後補償裁判という法務省所管の、しかも大臣がその訴訟の方向性を決める、そういう問題について非常に関係がいたしますから、きちんとこの点は発信をしていただきたいと思ひます。

法案に入ります。

今までの審議の中で幾つか確認をしたいことがありますので、お尋ねをいたします。

まず、保護者が児童相談所の指導に従わない場合、家庭裁判所から親に対し児童相談所の指導に従うよう勧告する仕組みの導入について、先日、大口委員の質問に対して、行政作用を裁判所が行うことになるので法律的に難しいという答弁がございました。

私は、これは大変おかしい答弁だな、非常に形式的なおかしな答弁だと思ひます。なぜなら、例えば保護観察付きの執行猶予や少年事件における保護観察など、司法が行政的に関与する場面も多々あります。したがって、こういった場合に裁判所が勧告をする仕組みは、決して行政作用を裁判所が行うことになるとは言えないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○江田国務大臣 裁判所が保護観察を命じたりする、そこまではこれは司法権で、その保護観察をどういうふうに行うかというのは、これは保護観察所が行政作用として行っているものであると思ひます。

家庭裁判所も司法裁判所でございますが、ただ、委員おっしゃることに重要な指摘は私はあると思ひますが、それは、家庭裁判所に事件が係属している最中に、調査官のいろいろな関係調整の作用などを通じて、さまざまな、家族の再統合とか、あるいは理解し合った離婚とか、そういうことを調整するということはありますが、家庭裁判所が、事件の終局に当たって、親に対して一定の勧告をその後にわたつてまで行うというのは、やはりちょっと筋が違ふのかなと思ひます。

○稲田委員 私は、むしろ、家庭裁判所の役割というところを先ほども大臣がおっしゃいましたので、都道府県にというよりも、親に直接、独自の勧告をするという制度も考えていつていいのではないかと思ひます。

また、同じ答弁で、家庭裁判所から都道府県への勧告書を、都道府県の上申を受けて裁判所から

親権者に送付し、勧告内容を事実上親権者に知らせるという運用を行っている自治体もあるということですが、そうであれば、端的に家庭裁判所から親権者に直接勧告するとか、それが難しいのであれば、勧告書を都道府県と親権者の双方に送付するという制度にすればよいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 家庭裁判所が都道府県に対し、保護者の指導を行うべき旨の勧告を行う、これは、専門委員会からは、都道府県の上申を受けて勧告書を家庭裁判所から親権者に送付し、家庭裁判所の都道府県に対する勧告内容を親権者に伝える運用というものが提言をされている、それは確かにそのとおりでございますが、これは、その提言を踏まえて、最高裁判所において、そのような運用を全国の家庭裁判所においてする方向で検討がされているのだと承知をしております。

○稲田委員 一歩進んで、家庭裁判所が独自の勧告をするとか、そういうこともぜひ検討いただきたいと思ひます。

それから、民法八百二十二条の懲戒権の問題ですけれども、これを削除すべきであるという御見解もあつたんですが、私は、この懲戒という言葉が非常に問題かも知れない。むしろ、現代でも受け入れやすいしつけという言葉に置きかえて、親には子供をしつける権利もあるし、同時に義務もあるというように文化を明文化するというところも考えてよいのではないかと思ひますが、その点についての大臣の御見解をお伺ひいたします。

○江田国務大臣 この点は、先日の連合審査会でもお尋ねがございました。私は、魅力的な提案だと思ひます。

○稲田委員 次に、面会交流についてお伺ひをいたします。

今回の改正で、協議離婚において子との面会交流についても定めることが明文化されました。これにより、これまでではそもそも面会交流が認められるかどうか離婚協議で争ひになつていたものが、これからは、面会交流が認められるという

ことを前提に、その内容をどのように充実させるかということが協議されるようになるかと期待していいのでしょうか。お伺ひいたします。

○江田国務大臣 家裁の実務においては、面会交流あるいは子の監護費用の分担、こうしたものについて、両当事者、夫と妻で協議をしてその定めをするように努めるということになると期待をしております。

○稲田委員 では、この面会交流というのは権利でしょうか。

○江田国務大臣 権利という場合には、一般的に権利というのはありません。だれの権利ということになるわけですが、親の権利か、子の権利かというところになるわけで、これはなお議論が分かれている状況で、なかなか権利だというふうに言いたいがたいところがあります。もし権利だというなら、親の権利でもあり、子の権利でもある、そういう言い方はできるかも知れません。

○稲田委員 私も、大臣と同じように、親の権利であり、子の権利であると構成していいのではないかと思ひますけれども、なぜ権利だと言えないのか、そこをお伺ひいたします。

○江田国務大臣 これは、今申し上げましたとおり、なお議論が分かれているということ踏まえて私も答弁をしなければいけないので、権利だというのがなかなか言いにくいことを言っているんです。

ただ、非監護親が子に会う、子が非監護親に会う、その両者はそのつもりでいるのに、だれかがその間に入つて会わせないようにするということになれば、非監護親にしても子にしても、そうした妨害を排除し得る立場に在るというのは、そうだと思います。

○稲田委員 それでは、同じく、養育費については、養育費を請求するのは権利ですか、権利ではないのでしょうか。

○江田国務大臣 養育費については、これは、子の監護をしている親の、あるいは子が十分大きくなった場合はまた別かもしれませんが、権利性は

強くなつてくると思います。

○**稲田委員** だから、私は、養育費も、養育している親の権利であり、子の権利である。面会交流も、親の権利であり、子の権利である、同じように権利だと言いつつしまつていいんだと思うんですけれども、どうして養育費は権利で面会交流は権利じゃないんですか。

○**江田国務大臣** これは、私がちよつと思つのは、養育費の場合にはいろいろな履行の確保のための制度がありますが、面会交流は、なかなかこれは、履行勧告はできますけれども、間接強制もできませんが、なかなか困難なので、そこはややニュアンスの違いがあるかなと。

しかし、おつしやるとおり、面会交流についても監護費用についても、これは親の権利的な、あるいは子の権利的な、そういう両方の利益だと言わせてください。

○**稲田委員** ちよつとこんがらがつちゃうんですけれども、履行確保の手段があるかどうかという問題とか、そういう問題よりも、私は、やはり面会交流も養育費の請求も、監護している親だったり子だったりの権利であると言つていいんじゃないか。でないと、例えば調停で合意ができなかったときに、審判で面会交流について決めてもええんじゃないんですか。

○**江田国務大臣** 最高裁の裁判例があるようございまして、最高裁第一小法廷の決定、平成十二年五月一日というもので、この決定について、これは最高裁の調査官の解説がありまして、面接交渉の内容は監護者の監護教育内容と調和する方法と形式において決定されるべきものであり、面接交渉権と言われているものは、面接交渉を求める請求権というよりも、子の監護のために適正な措置を求める権利であるというのが相当であるというように書いてございます。したがつて、そのようなこととございます。

○**稲田委員** これは質問通告もいたしておりますので、もう少し私は大臣に明確な答弁がいただけたらと思つていたんですけれども、養育費の請求

は権利であり、面会交流は権利ではないというその理由について、もう一度説明いただけますか。

○**江田国務大臣** 今ちよつと混乱を与えてしまつたかもしれないですが、面会交流についても費用の分担についても、ともにそれは同じ枠組みの中のことであつて、どつちかが権利でどつちかが権利でないという意味で言つたんじゃないで、なかなかいろいろな説があつて、ともに権利だというのがなかなか言いがたいけれども、しかし、そんなものは権利じゃないんだから無視していいんだということにもならないので、これは、権利があつてそこに請求権があるんだというよりも、適正な措置を求める利益をそれぞれが、非監護親も子も有している、あるいは監護親も、非監護親に對して。

そうはいつても、別れても、やはりそれは親子であり、あるいは元夫婦であつたものの関係ですから、そこはなるべくひとつ話し合ひで円満に解決していく方向をみんなで探ろうという意味で、あえて、権利です、あるいは請求権ですというようにない方をしていないんだと御理解いただきたいと思ひます。

○**稲田委員** 根拠も含め、ちよつとよくわかりませんけれども、この点についてもきちんと方向性を出していただきたいと思ひます。

また、今回の法改正によつて、児童虐待のケースが減る、またそして、今まで課題になつてたことの、ある部分が解決をし、さらに課題も、解決をしていかなきゃいけない問題もあるというところが、審議の中で私も理解ができました。

ただ、そもそも論を言いますと、本来であれば、こういう虐待のケースが起らない予防というものも必要になり、また、その中でも、家族や地域社会がしつかりとしていけばこういう虐待のケースも少なくなつてくる。むしろ、家族や地域共同体がどんどん壊れていっているところにも目を向けなきゃいけないんだと思うんですけれども、大臣は、家族というものについて法的な保護に値するものと考えておられるのか、また、

民法改正についてそういう視点ががあるのか、そして、夫婦別姓についてどのようにお考えになつて

いるのか、お伺いをいたします。

○**江田国務大臣** 家族というのは、当然法的な保護に値する人と人の関係だと思つております。

その上で、夫婦別姓についてお触れになりましたが、これもさまざまな家族のあり方、夫婦のあり方の一つとして私は選択的に許容すべきものだと思いますが、しかし、なかなかこの合意を得られない状況にはあります。

○**稲田委員** 夫婦別姓について、副大臣及び政務官のお考えもお伺いいたします。

○**小川(敏)副大臣** 結論だけ先に言わせてもらえば、やはり、それを必要としている人が希望するのであれば、認めてもよろしいのではないかと

思つております。

○**黒岩大臣政務官** 私も、そういった、選択的に許容されることがあつてしかるべきかなと思つております。ただ、多くの皆様の合意を得るような、そういった努力が必要だとも思つております。

○**稲田委員** 私は、この委員会の中でも、夫婦別姓については反対をする立場で質問をしてきたんです。なぜなら、夫婦別姓とはいふものの、それは親子別姓でもあり、また一般的に、平成八年から比べれば通称使用も認められてきておりますので、そしてむしろ、戸籍上は同姓にしておいて、社会の不便がある場合に通称を認めて、通称が認められないことによつて不利益をこうむつた人が救済を求める、そういう機関をつくるというような考え方ができるんじゃないかと思ひますが、その点、大臣はいかがでしようか。

○**江田国務大臣** 通称は今でも認められているわけですが、ただ、認められにくい場面があるんです。そういう場面に遭遇した皆さんは本当に困っているのは事実でございます。

委員の御提案の、そういう人が、それが裁判所であれどこであれ、特別なところに申し立てれば夫婦別姓を制度として認めるんだという……(稲

田委員「通称と呼ぶ」いや、通称は今も認められているわけですが、ただ、認められにくい場面がある。そういう場面がその人の生活にとって大変大切なときには、委員の御提案がちよつと私はよくのみに込めていないんです、そういうときには、どこか特別な機関の許可を得れば選択的に夫婦別姓というのは認められるという御提案であれば、それはそれで一つの提案かと思ひます。

○**稲田委員** いえいえ、平成八年の検討の中では、通称が認められないことによつて不利益をこうむる女性がいるという問題意識だつたわけですから、それから通称を認められる範囲はふえてきたけれども、でも、なおかつ認められない場面があつて、それによつて女性が不利益をこうむる場合には救済を求めるといふのは、通称を使用させるという意味での救済を提案いたしております。

時間が来ましたのでやめますけれども、きょうは、法務大臣も副大臣も政務官も夫婦別姓について賛成、この間、外国人地方参政権を聞いたときも、法務大臣も副大臣も政務官も賛成だつたんです。ただ、家族も地域社会も国も、守ろうという強い意思がないとやはり守れないんです。だから、そういう点について政務三役すべてが私とは違う方向ですので、大変残念に思つておりますが、またこの問題についてはいずれ質問をいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○**奥田委員長** 次に、坂口力君。

○**坂口(力)委員** 私は、長い議員生活の中で、法務委員会が質問させていただくのはきょうが初めてでございます、楽しみにしながらきょうはお邪魔をさせていただいたということとござい

ます。私は、余り難しいことは嫌いな性分でありまして、法務委員会というのはどうも言葉が難しい、難しいことが多過ぎる。したがつて、私は余り法務委員会が質問するのが好きじゃなかつた。それが今日までの私の経緯だと思ひますが、大口さんが、きょうは一遍やれ、久しぶりに江田大臣

にお会いできるからどうだ、こういうふうに言ってもらったものですから、きょうはお邪魔をさせていただきました。したがって、決して難しいことを聞くつもりはありませんし、大臣の方も気楽にひとつお答えをいただいて結構でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はコーヒーでも飲みながらちよつといきたいところでございますが、コーヒーもお菓子もございませんので、水を飲みながら聞かせていただきますというふうに思っております。

児童虐待の問題は、本当に聞くのも痛々しいと申しますか、何とかこれはなくならないんだろうかと常に思う一人です。でも、今は震災の問題がございますから、テレビのニュースなんか余り虐待の話をしませんが、ふだんですと、毎日のように虐待の話が出てくる。それで、なぜこんなにも虐待が多く起こるのか、しかも、一番愛すべきお母さんと子供の間の出来事が非常に多い、これをどうすれば直していくことができるのか、ずっと考えてきましたけれども、なかなか結論は私も出ておりません。

今回、この法律の改正案が出まして、この改正案には賛成でございますけれども、これで虐待が少なくなるのかどうか。大臣、どう考えでしようか。

○江田国務大臣 坂口委員とは、本当にこれまでさまざまなところで御一緒にさせていただいて、いろいろな仕事も一緒にやってまいりました。その坂口委員からきょうは質問を受けるというので、私も大変喜んでおります。

気楽に答えろと言われましたが、なかなか気楽に答えるテーマではなくて、本当に深刻な課題、児童虐待。

今回の民法改正で、親権というものを振りかざして虐待をするというようなことは、それはもうもちろんなんですが、認められないんだ、親権というものは、あくまで子の利益のために行使をされるべきものなのだというのを明確にして、それを踏み外す者は、親権喪失という制度があるんで

すが、喪失ではやはり使い便利が悪い。この間も言ったんですが、鶏頭を割くに牛刀をもつてすというようなことがありますが、もつと機動的に、しかも短い期間でもやれるようにというので、親権の停止制度を設けた。

これが適切に運用されていけば、例えば、医療行為を受けさせないような親がいる、ちよつとそれはだめよとしばらく親権停止して、かわりに未成年後見人が承諾をして医療行為を受けさせるとか、その他いろいろな場面で適切な対応ができるようになる。

ただ、これができたから、それでも虐待が少なくなりますが、いまだ甘くはないだろうと。そこはやはり、いろいろな関係の皆さんがこういう制度を使いこなして、子の福祉のために頑張る必要があると思っております。

○坂口(力)委員 児童虐待に対します対策をずっと見てみますと、さまざまな方が発言をしておみえになりますし、この委員会におきましても、もう既に多くの皆さん方の御意見が出ています。もう意見は出尽くしたのではないかと思うほど、いろいろな面で御議論をなすっておみえになります。

それで、児童虐待に対する対応というのを見てみますと、早期発見、早期対応ということでしょうか。児童虐待防止協会というものがあつて、しかし、それは児童虐待防止協会であつて、児童虐待予防協会ではないわけですね。

医学の世界を見てみても、医学の世界の中には、児童虐待予防学会というのがあるのはあるんです。あるのはありますけれども、中身を見てみますと、やはり防止なんです。予防的立場で議論がされているケースというのはそう多くない。中には立派な論文を書きになっている方もあります。例えば、慶応大学の渡辺先生、あるいはまた、上田礼子さんが「子ども虐待予防の新たなストラテジー」という本を書きになっている。

こうした内容を拝見いたしますと、確かに予防

という見地から迫ろうというふうになされているケースがあることはある。しかし、多くの場合は防止なんです。だから、なかなか減らすことはできないけれども、重症化させないようにどうするかというところに論点が置かれてきている。これはなかなか減らないのではないかという気がいたします。

もう少し、もう一步を踏み込んで、何とか虐待を予防するという方向に行けないものなのかという思いを持つわけです。そうはいいますものの、私も、予防する方法を、どうしたらいいかというものがわかつていくわけではないわけで、繰り返し繰り返し頭の中で考えているだけでありまして、なかなか名案は浮かんでこない。しかし、そうはいいますものの、虐待防止法ができましたら、さまざまな政策が打ち出されましても、児童虐待がなくならないという現実が存在するわけでありまして、ここはもう一步前へ進めるべきときを迎えているのではないかと今思っております。

そういう意味で、これはもう一度、大臣にその辺のところをどうなふうにお考えになつていかをお聞きしたいと思ひますし、また厚生労働省の方も、どんなふうにご考えているかということをお聞きしたいというふうに思っております。

○江田国務大臣 なかなか難しい問題提起でございます。

虐待というのがとうとう大変な惨事にまで行き着いてしまった、子供が餓死をするとか、大変、何とも批評できないようなことが起きていて、それはやはり、もうちよつと早く見つけて、もうちよつと早く防止の策を講ずることができなかつたのかと、いろいろな反省も関係諸機関あるいは地域社会にもあると思ひます。

そうした防止というのは、本当に早く発見して、早く手を打つということが大切ですが、より一歩進んで予防ということになりますと、私もそれほど深く考えをめぐらしたわけではありませんが、これはなかなか難しいので、この親子間でど

うも将来虐待が起きそうだから介入して予防するというのは、なかなか見つけ出すのは大変だと思います。個別の親子関係での虐待の予防というのは、何かサインがあればもちろんそれはいいんですけども、なかなか難しい。

私は、虐待の予防というのは、やはり社会一般の、虐待はいけないという理解、そしてみんなで虐待をなくしていくという認識、これをどこまで深めていくかということではないかと。

お父さん、お母さんで子育てで大変なストレスを感じている、いや、そうじゃないんだよ、子育てというのは、いろいろ難しいこともあるけれども、やつてごらん、楽しいものなんだよ、そんなようなある種のゆとりといいますか余裕というのが社会全体にできていく、そんなソサエティー日本というのにしていきたいと。それがやはり予防ではないかという気がいたします。

厚生労働省の方では個別の案件で予防ということもあるいは考えておられるかもしれないので、あとは厚生労働省の方から答弁していただければと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

今、坂口先生から、発生の予防ということについて、まだまだ十分な取り組みがなされていないのではないかと御指摘をちょうだいいたしました。

私ども、児童虐待の対応としましては、一つに、虐待に至る前の発生予防、二つに、早期の発見、早期対応、三つに、子供の適切な保護、支援等、この三本柱で取り組んでいるところではございますが、ただ、まだまだ予防というものは重要でありますし、力を入れるべきところだと思っております。

特に、なぜ虐待が起こるのかというのを考えた場合に、やはり、家庭や地域の養育機能が低下してきているという問題がよく指摘を受けます。かつてのような地域のきずな、多くの親戚あるいは地域社会が子供を支える、見守るといったようなところで救い出すことがなかなか今の社会では

きにくなっている、こういうことも指摘をされているわけございまして、育児の孤立化、育児不安、これを和らげることが発生の予防につながるのではないかと考えております。

このため、生後四カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するこにちは赤ちゃん事業、こういった事業とか、あるいは、その事業を通じて育児を必要とする家庭に対して保健師等が継続して訪問支援を行う養育支援訪問事業の推進、あるいは、子育て中の親子が集っているいろいろな相談をしたり悩みを打ち明けたりする、そういう地域子育て支援拠点事業の推進などを図っております。

また、過去の不幸な事件を振り返って、それから教訓を得るということも大変重要だと思っております。過去の児童虐待による死亡事例を分析する社会保障審議会専門委員会が報告をされました、虐待につながるリスクがある家庭の特徴として、双子を含む複数の子供がいる等を示しておりますほか、子供が低年齢とか、あるいは離婚等によって一人親の場合は特に注意をするよう促しているところでもあります。

さらに、直近、昨年の七月に報告されました第六次報告では、生後ゼロ日で死亡した事例が相当数ございまして、望まない妊娠や計画しない妊娠の予防も重要とされておりますことから、妊娠に悩む方が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知、妊婦健診の受診勧奨等を実施、推進しております。

加えて、児童福祉法の改正によりまして、平成二十一年度から、保護が必要な児童や家庭のみならず、そこまで至らない支援が必要という段階の家庭についても、子供を守る地域ネットワーク、要保護児童対策地域協議会等ございまして、そこで関係機関が情報を共有しながら、連携して支援を行うようにしております。

今後とも、さらにいろいろな知恵をめぐらせながら、児童虐待の予防について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。

いろいろなケースがありますし、大臣がおっしゃるように、余り介入し過ぎて、これもぐあいが悪いということもございましょう。しかし、中には、非常に多いケース、こういうときには起りやすい、そういうケースもあるわけですね。例えば、結婚されて、お子さんが生まれて、そして離婚をされる。その離婚された女性が再び結婚される、あるいは結婚されないまでも内縁の人ができる。そういう家庭の中で子供に対する虐待というのが起るケースが非常に多いわけですね。

その女性の立場からすれば、初めに夫として迎えた人よりも、後で選んだ、現在の人の方が愛情は深いということも証明しようと思えば、思えば思うほど、そこは、前の夫との間に生まれた子供に対して厳しく当たることが一つの証明になる。そこがだんだん高じていって、そして、それが虐待、死亡といったようなことにも結びついていく。何となく、その心情と申しますか、母親の立場から見ますと、わからないでもない。それはしかし、起こってはならないことでありますから、そうしたところは、しっかりと予防的見地でここは見えていく必要がある。

したがって、お子さんが生まれて、離婚をされたような場合、そして、その方が再婚をされるような場合、例えばお子さんを施設に預かってもらうこともできる、また、そんな御相談も受けるようにする、そうしたこともして、そして、惨めなことが起こらないようなケースをつくり上げていくといったようなことはできるのではないかと。ですから、重症化させないというだけではなくて、予防するというのももう少し可能ではないかというふうに今考えたりいたしております。

それだけではなくて、子供が非常に手間暇がかかるという人も、中にはあるでしょう。親と子供との関係だけでこの虐待という問題を片づけることはできない。社会全体が、どうも虐待を誘発させ

やすいような社会にだんだんとなってきているということも考えていかなければならない。その辺のところも見直していかなければならないというふうに思うわけです。

私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。

私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。

私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。

私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。私、少子化対策をやっております、若い皆さん方とお話し合いをするケースも今まで多かったです。

のですから……。そういうお話を聞いたこともある。したがって、全体として私は見えていかなければならないというふうに思っております。

以上、総論的なことを少しお聞きをいたしました。以上、総論的なことを少しお聞きをいたしました。以上、総論的なことを少しお聞きをいたしました。

一つは、児童相談所の役割というのは非常に大きく思うんですね。それで、児童相談所長にどういう人がなれるかということも、その地域における問題を解決するために非常に私は大きな影響を与えるだろうというふうに思っております。

どういう方が児童相談所の所長になれるのかということを見ますと、これは児童福祉法第十二条の三に、そしてまた児童福祉法施行規則第二条に書かれておまして、いろいろとその条件が書かれております。

その中で、児童福祉法として二年以上勤務した者というのがありますが、その次には、それと同等以上の能力を有すると認められた者、こういう書き方もある。そうしますと、同等以上の能力を有する人ということでありまして、見方によりましては、だれでもできると言うことと語弊がありますけれども、だれでも任命することができ得るみたいな感じを受けるわけでありまして、

ざるを得ないという気がいたします。

これは厚生労働省でしょうか。児童相談所の所長さん、あるいはもつと下で務めていただく人もそうだけれども、やはりそれなりの知識を持った人がやってもらわなければならないわけですし、そして、二年ごとに職場をかえてしまうというのも、これもちょっと考え物でありまして、少し長い期間をとって、そこでじっくりと腰を落ちつけてそのお仕事をやっていただく、専門的な知識がふえればふえるほど、そこでまた職業も上にあがっていくというようなことが少し児童相談所では大事なのではないかという気がいたします。その点、どうでしょうか。

○石井政府参考人 このたび法改正内容に含まれているものが現実生きて、真にその法律が改正されるその目的どおりに動くためには、今いみじくも坂口先生おっしゃったように、児童相談所長さん並びにその下で働く特に児童福祉司を中心としたスタッフが、質、量ともに充実すること、そして新たな権能をしっかりと使いこなせることが極めて重要だと思っております。そういう意味での児童相談所の体制強化を図っていかねばならないというふうに考えております。

このため、会議等におきまして、今後、児童相談所長も含めましてしっかりと研修を行っていくことに加えまして、また、今回は大分法的な措置も講じていかなきゃいけない。家庭裁判所とのやりとりがふえるということもございまして、弁護士といったような職責の方の、専門家の助言が得られるような体制整備を図るための費用を補助するなど、さまざまな手だてを講じていきたいというふうに考えております。

○坂口(力)委員 ぜひひとつその辺のところはしっかりとお願いをしたいというふうに思います。総論が少し長過ぎて時間がなくなつてまいりまして、後見人の話をひとつお聞きしたいというふうに思っております。

後見人に対する報酬というのは、請求があった場合に、家庭裁判所の判断によって、本人の財

産から支払うことができる、こう書かれております。しかし、未成年の後見人の場合には、相手はお子さんですから、財産があるかどうかかわからない、親が持っているかどうかかわからない。なかった場合には、それはどうするのでしょうか。

一般の後見人の場合には、お金をたくさんお持ちになつていらっしゃる人は大体弁護士さんがついて後見人になつておみえになる。だけれども、だんだんだんだん金なくなつてくる人たちがだれが見ているかというと、行政書士の皆さんが見ておみえになるケースが多いんですね。行政書士の中にグループをつくつたりしまして、後見人についての検討会をやつたりしておみえになるところがある。そういうところは、そこへ何回か通つても交通費も出ないというようなことで、交通費ぐらい何とかありませんかということを行行政書士の皆さん方からお聞きすることがございます。

市町村によりましては、成年後見制度利用支援事業というのをつくつておみえになって、そこで多少の予算を積んでおみえになるところがある。しかし、これは市町村によりまして、そういうことをやっていると全然やつていないところとがある。だから、それはもう市によりけりというようなことを聞いたりもいたしております。

未成年後見人の場合にもこれはそれと同じことなのか、それともこの場合はまた別なのか、ちよつとそこを御説明いただければありがたいと思います。

○石井政府参考人 まず、今回のケースでございませうけれども、虐待を理由に親権停止の審判の請求がなされる事案としては、まずは、施設入所中の児童で、児童相談所関与のもとに児童相談所長等から申し立てを行うケースが想定をされます。この場合、児童福祉法の規定により、施設長が親権代行を行うこととされておりますのと、それから、今回の改正で、従前手当てがなされていなかった里親委託や一時保護の場合についても親権代行の規定が整備されることとなります。こうした場合には、未成年後見人を選任しないでも的確

な身上監護等が行われるものと考えられます。ただ、施設入所は原則十八歳まででありまして、その施設を出た後、未成年後見が必要な場合が想定されまして、その場合に果たして報酬がどうなるのかという問題が残つていこうかと思ひます。

今回、社会福祉法人が未成年後見人となる道が開かれることによりまして、そこについてやはり必要なものがあるだろうと。例えば未成年後見人の報酬とか、あるいは損害賠償責任が生じた場合の保険料の負担というのが必要だという御意見が出ております。今回の制度改正におきまして、そういうことが対応できるように、その支援について検討していきたいと思つております。

また、現行児童福祉法上、児童相談所長は、親権を行う者あるいは未成年後見人のない児童等について、その福祉のために必要な場合には、未成年後見人の選任の請求をしなければならぬとされておまして、その選任がなされるまでの間は児童相談所長が親権を行うこととされております。

こうした形で最終的な受け皿が用意されておりますので、最終的なところで対応ということと、子の安定的な監護が図られる仕組みは一応できていくということかと思ひます。

○江田国務大臣 民法的には、今委員最初におつちやつたように、被後見人、つまり子、子の財産の中から後見人は相当な報酬を受けるんだと。まあ余り現実的ではない。子の監護、教育の費用でございませうから、そうすると次はどうなるかという、扶養に関する規定で、扶養義務を負う親や親族が負担するんだと。これもまあ現実的な場合もあるかもしれないが、現実的でないケースの方が恐らく多いだろうと思ひます。

そこで、やはりこうした費用については、今厚生労働省からお話があつたとおり、厚生労働省がいろいろと苦労いただいで社会福祉的な見地からいろいろな仕組みをつくつていくということになると思ひますが、法務省としても、これは厚生労働省としてつくりつ必要な協力をしたい

たいと思つております。

今回、複数の未成年後見人を選ぶことができるように、あるいはまた法人を選ぶことができるようにしたというのは、そうした費用などのことも考えての上だと思ひます。

○坂口(力)委員 後見人を選びますときにも、これは支払いのお金が必要ですね。それから、後見人が決まりました後、その後見人がいろいろと活動していただくときにも費用はかかる。それらに対してなかなか出してくるところがないというケースもある。

厚生労働省の方から先ほどの御答弁いただいて、今度はできるかなという気もしないではありませうけれども、厚生労働省の予算というのは、間口は広いんですけれども奥行きは浅いんですね。大体、こういう質問をしますと、つくりました、こう言うんですけれども、額は極めて少ない額であつて、それで、それぞれの地域でみんなが交通費だけでも出してもらえないようになるかといへば、なかなかこれは難しいケースが私は多いのではないかとこのように思ひます。

市町村によつてそういう差が出るということもぐあいが悪いと思ひますので、何とかその費用のところは、一律にと申しますか、これだけはこういうふうにしなきゃいけないということを国の方から全体に通達を出していただくとか、そういうことが必要ではないかというふうに思つております。その辺のところをひとつお願いしたいというふうに思ひます。

もう時間がなくなつてきましたので最後になりますが、二年以内の期間で親権の停止が行われるということとなります。これは一年なのか、一年半なのか、よくわかりませんが、停止が行われる。しかし、二年たつてもこれは後見が必要だという場合には、その判断は家庭裁判所が直接的には決定されるんでしょうけれども、そこが決定される前に、それが必要かどうかというのを判断するのは、だれが中心になつて判断をするのかというのを一つお聞きしたいというふうに思

います。

○江田国務大臣 今回の仕組みは、個別の事案ごとに二年以内の期限を区切って停止する。ですから、ある場合には、それは一年、あるいは半月、あるいは二年、いろいろあると思います。その期間が満了しますと、これはもう自動的に親権がもとに復するということになるわけですが、しかし、そうはいかぬぞという場合は当然ある。その場合に、これは停止を求める請求権者、子の親族であつたり未成年後見人自身であつたりというような請求権者の判断で行つて、そして申し立てられれば、その時点でさらに親権の停止が必要かどうかを家庭裁判所が判断する、そういうスキームでございます。

○坂口(力)委員 もう一問できる時間があるかどうかわかりませんが、簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。

親権を受けた人は、その権利も義務もあるわけですね。それで、義務の方はどこまで果たさなければならぬのかということでもあります。

先ほどのお話のように、その両親がある程度財政的にも豊かであれば、義務を果たすために、例えば教育を受けさせるためにそこから出させるということもできるというふうに思いますけれども、そうでないような場合、親権を十分に果たすことができるかどうかということも少し心配をするわけですが、その義務の範囲というのはどこまでなのかということも、簡単に結構ですからちよつとお答えをいただきたいと思っています。

○江田国務大臣 これはもう簡単にお答えするとすれば、親権者、つまり父、母と同じ権利と義務を持つていくということでございます。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。

では、これで終わりにしたいと思います。

○奥田委員長 次に、城内実君。

○城内委員 城内実でございます。

改正、この問題について質問させていただきたいと思っています。

今回の民法七百六十六條の改正におきましては、親子の面会交流及び養育費について明示されることになりました。これ自体、私は評価しておりますが、ただ、これまで面会交流については、現行制度では監護に必要な事項として運用されておりましたが、昭和五十九年の判例にもありますように、児童の福祉の観点から面会交流を認めないとした例もあり、権利とは言いがたい非常に弱いものであります。

このたび条文に明記することによって、より権利に近いものになったのではないかと思います。が、今後、これは離婚後の親子の面会交流の重要性をより積極的に認めるべきであるということ、大臣もそのように考えているかどうか、御質問させていただきたいと思っています。どうでしょうか。

○江田国務大臣 委員御説明のとおりだと思っております。

面会交流というのは、親にとつても大切、しかし、より、子にとつて大切な事柄であつて、これは、今後、離婚のときには面会交流をどういうふうにするかというのは、極力離婚する夫婦の間で取り決めをしていただきたいと思っております。

○城内委員 今大臣は、これは積極的に認めるべきだ、そのとおりであるということをお答えいただきましたけれども、ということは、子供は、その両親の離婚後も、基本的にお父さん、お母さん、父母と別個に会える機会を持つことになるということですが、しかし、この際、やはりきちんとした基準を設けないと絵にかいたもちになるのではないかと私は非常に懸念をしております。

また、その実態は、強制手段がありませんので、例えば監護者や非監護者があつて、非監護者の方がどうしても会わせてくれと申し立てをしますが、申し立てをしたとしても、監護者の方で、

いや、会わせたくない、あなたとはもうかかわりたくないから、子供が幾ら会いたいと言つたつて関係ありませんよということ、強制力がないんです。何か罰金はあるけれども、強制することではないということですが、やはりこういつた面については基準を設けるべきではないかと思うんですが、その点について、きょうは民事局長、来ていらっしゃるから御答弁いただきたいと思うのですけれども。

○原政府参考人 面会交流につきましては、一般論として申し上げますと、子の福祉という観点から、子への虐待など面会交流を禁止、制限すべき事情が認められない限り面会交流は認められるべきだ、こういうふうには思いますけれども、具体的な事案において、その頻度とか態様につきましては、当該事案のさまざまな事情、例えば、従前の面会交流の実績がどうであつたのかとか、それから監護親の生活状況、子の年齢、学校に通つていのかどうか、あるいは生活環境、そういうところを総合的に判断して個々具体的に判断することになるかと思ひますので、一義的な基準を策定するのはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

○城内委員 今民事局長から、一義的な基準を設けることはなかなか難しいという御答弁がございましたけれども、やはり実態として、監護者である親が非監護者となつた一方の親に対してなかなか会わせないという実態が多いわけですから、何度も言うように、絵にかいたもちにならないように、やはり面会交流が促進されるような基準をしっかりとつくり、それにのつとて運用を実施すべきではないかというふうに私は考えております。

次の質問に移りますが、七百六十六條の改正によりまして、今後、面会交流が実際に促進されるということになるのであれば、どうせなら、将来的に親権ないし監護権を離婚後も両親が、いわゆる共同親権ですか、共同で行使することを認めることにしよう、つまり、民法八百九十九條では単独

親権のみ規定されておりますが、それを改正して共同親権を創設すればいいではないか、こういう議論があつたというふうに承知しております。

ただ、私は個人的には、親権を単独親権から共同親権に変更するとしますと、日本におけます離婚観、家族観が大きく影響を受けるのではないかなというふうに考えております。これはそういうことを主張する学者の方もいらっしゃると思うのです。

つまり、離婚で婚姻が破綻した以上、男女には何の関係も残らない、どちらかというと、そういう伝統的な離婚観というのが日本にあります。もし仮に共同親権が導入されますと、夫婦関係は解消されたとしても子の両親としての関係は残つていくという、何か準夫婦というか、非常にあいまいな状態が生じるわけです。

そもそも、日本では、子はかすがいという表現があります。子供がいるからこそ、両親が多少のあつてきや価値観の違いを乗り越えて、お互いがちよつと我慢をして、妥協して、まあやつていくじゃないかという考え方があります。私は、これは非常にいいことではないかと思ひますが、もし共同親権となつて、簡単に離婚して、子供に両方の親が会えてしまふとなると、これは子供から見ると大変結構なことではあります。が、日本の夫婦観も変わつてしまふのではないかなというところは私は懸念するので、共同親権には基本的には慎重な立場ですが、この点について大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○江田国務大臣 これは、日本ではずっと単独親権でやつてきましたので、今、共同親権ということにすぐ乗れかえるというのはなかなかハードルが高いと思つております。

ただ、子はかすがいだから別れるなというのも、どうもなかなか言いがたい一般の夫婦関係についての理解となつてきておりました。子供はできた、しかし、夫婦は一緒にやつていけないさまざまな事情がある、ここは別れましょう、しか

し、子供はそれぞれの責任を分担しながら育てましようというような離婚も、これからは珍しくなくなってくるんだらうと思っております。

いずれにせよ、今回は、単独親権制度のもとでも非親権者との面会交流というものが適切に実行されれば、子の利益は図られていくので、子の利益を図るために共同親権でなければいけない、そういうところまでは今まだ至っていないんだと思っております。

○城内委員 私は、戦後の行き過ぎた個人主義で、子供がいるにもかかわらず、安直な離婚というものが非常にふえているような感じがいたします。もちろん、DVだとかいろいろなきまざまな理由があつて離婚をするということは、これはもう当然認められるべきだと思いますが、やはりそうした風潮に歯どめをかける必要はあるんじゃないかな、私は個人的にはそういう立場で考えております次第でございます。

もう一点ですが、民法七百六十六条の改正に関連しての質問ですが、特に現行法の規定では、裁判所の面会交流命令に監護者が従わなくても、その監護者が親権を喪失したり、あるいは監護者から子供を取り上げて非監護者の方に移すというようなことはほとんどないというふうに伺っているんですね。それを知っていて、確信犯で行動している監護者が、一方の非監護者に子供を一切面会させないというようなこと、いわゆる連れ去りですね。それで、いや、どうしても会いたいといつて、その一方の元配偶者、あるいはまだ協議離婚が成立していない配偶者が来て、子供に会わせろと言ったら、警察を呼ばれて追い返されたとか、誘拐だとか言われたとか、そういう実態がどうもかなりあるそうです。

これは、私は、明らかに子供の利益、児童の利益に反するというふうに考えておりますけれども、この点について最高裁の方の見解をいただきたいと思ひます。

○豊澤最高裁判所長官代理者 親権者、監護権者の指定等につきまして、いずれも、各個別の事案

に応じて家事審判官が判断いたしておるわけでございます。

その種の事件におきましては、双方の親あるいは子供に関するさまざまな事情を総合的に検討する、そういった判断枠組みのもとで、一方の親が他方の親の同意なく子を連れて別居し、その後、面会交流に応じないといった点につきましても一つの事情として考慮されており、事案に応じて、子の福祉の観点から、適切な考慮、判断がなされているものと承知いたしております。

○城内委員 今御答弁ありましたけれども、実態は、私はいろいろ調べたら、やはり連れ去つちやつた方が勝ちみたいな、その後、連れ去られたと感じている方が言つてもなかなか会わせてくれないという実態があつて、強制力もありませんし、さらに、会わせてくれと行つたら、まだ離婚が成立していないけれども、既に事実上の内縁の夫ないし妻がいて、追い返されるというケースが非常に多いというふうに伺っております。

この民法七百六十六条の改正で面会交流をどんなに進めようということは大変結構なことではありますけれども、では、実態が本当に改善されるかという、やはりそこら辺は、きちんと運用を各裁判所がやつていかないと、改善されないんじゃないかと思ひます。

この点、実は、アメリカのカリフォルニア州では、離婚時に裁判所が子供の監護権者を決定する際に、友好的な親かどうか、要するに、離婚はするけれども、一方の親にちゃんと会わせますよと約束してくれる、そういう場合を監護者として指定する一つの判断基準にとつています。いや、もう離婚した以上は絶対に会わせませんよというようなフレンドリーじゃない親は、なるべく監護者にさせない、そういう基準を採用しているように思ひますが、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○江田国務大臣 別れる場合に、子の監護者を決

める。そのときに、相手に対してどちらの方がより寛容であるか。片方が、いや、月一回会わせます、もう片方は、いやいや、月に二回は会わせます、それなら、その月二回会わせる方を監護者に決めよう、そういうルールといいますか、裁判所のやり方、これは一つの考え方とは思ひますが、子の利益の判断に当たつて、そのほかにもいろいろ考えなきゃならぬ点はいっぱいありまして、この点だけを判断基準とするのはちよつと相当でない。しかし、重要な指摘だと思ひます。

○城内委員 いずれにしましても、監護者のエゴ、あるいは監護者が親権を既得権として一方の非監護者の権利を排除するような事例、これはやはり児童の福祉、権利という観点からも、あつてはならないことだと私は思ひます。虐待といったような特異なケースを除いて、やはりこれは運用面、あるいは基準をしつかりつくつて、そういったエゴあるいは既得権化が行われないようにしていかないと、何度も言いますように、法律は改正しました、しかし、絵にかいたもちで、実態は余り変わつていませんということになりかねないのではなないかと思ひますので、その点についてぜひ今後の検討課題としていただきたいというふうに思ひます。

最後に、もう時間がほとんどありませんけれども、人権侵害救済機関の設置について質問をさせていただきます。

これは報道によることですが、今月十三日に民主党が、川端達夫衆議院議院運営委員長を座長として、人権侵害救済機関検討プロジェクトチームを開いたというふうに報道されております。その中で、内閣府の外局として、人権侵害を調査し、勧告する権限を持つた独立機関を設置する法案を今国会に出す方向で協議を始めたと思ひますが、川端座長は、その中で、一刻の猶予も許されない、政権交代をしたのだから、大きな一歩を踏み出したいと述べたとあります。そしてさらに、来る五月上旬までに党内合意を図

るという方針である、そういう報道がされております。

私は実は、民主党の中にも、若手の議員の方と何人か交流しておりますが、彼らは反対だと。党内にそういう反対論が根強いというふうに私は理解しているんですが、大臣はこうした反対論が所属されている民主党内にあるというふうに認識されておりますでしょうか。

○江田国務大臣 民主党もなかなか幅広く、いろいろな意見があることは承知しております。

○城内委員 もう質問時間が終了しましたが、幅広い意見があるという意味ではなくて、それはもう当然ですよ。しかし、そういった反対意見にもぜひしっかりと耳を傾けていただいて、これまで大臣にも何度も質問させていただいて、どのように、人権委員の選出方法をどうするのかとか、あるいは、まさに人権救済機関をつくつたらどれだけコストがかかるのか、こういった点もしっかりと数字を出していただいて、私は反対の立場ですけれども、つくるといふのであれば、どれだけ効果があるのかというのはいさかりと数字と証拠で示していただきたいと思ひます。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局をいたしました。

○奥田委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、民法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○奥田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奥田委員長 この際、ただいま議決いたしましたし

た本案に対し、辻恵君外四名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、たちあがれ日本及び国益と国民の生活を守る会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。大口善徳君。

○大口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 親権停止制度については、改正の趣旨の周知、関係機関の体制の整備、家庭裁判所と児童相談所の連携の強化など、制度の円滑な実施に必要な措置を講ずること。

二 親権停止の請求については、児童等の利益の確保のため、児童相談所長による請求が適切に行われるよう努めるとともに、請求に必要な調査への協力など、児童相談所に対する支援体制の充実に努めること。

三 親権停止期間中における児童相談所による保護者指導など、親子の再統合のための取組みの充実に努めるとともに、保護者指導に関する家庭裁判所の保護者への勧告制度の創設について検討を行うこと。

四 未成年後見制度については、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等、制度の利用の支援のために必要な措置を講ずること。

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係

者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、親権の一部制限制度の創設や懲戒権の在り方、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。

七 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応しうよう、親権者による不当な主張の判断基準を具体的に示して、関係者に周知を図るとともに、関係者に対する研修の実施など、関係者の資質の向上を図ること。

八 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の周知徹底等、関係する施策の充実・強化に努めること。

九 児童の社会的養護については、里親制度の周知及び活用、施設の小規模化の推進など、家庭環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、施設退所後の自立支援、孤立防止のための相談・支援体制の構築に努めること。

十 強制入所措置がとられ、かつ、面会通信を全部制限する行政処分がなされている場合に限定されている保護者に対する接近禁止命令の対象の在り方について、更なる検討を行うこと。

十一 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、未成年後見制度、親族里親制度等の活用により適切な監護が行われるよう必要な支援を行うこと。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

す。
○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。江田法務大臣。

○江田国務大臣 ただいま可決されました民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいります。

○奥田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次に、第七十六回国会、内閣提出、参議院送付、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、前国会、本院において原案のとおり議決の上、参議院において継続審査となり、このほど原案のとおり議決の上本院に送付されたものであります。

したがいまして、その趣旨につきましては既に御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○奥田委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第七十六回国会、内閣提出、参議院送付、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次回は、来る五月十一日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

〔民事訴訟法の一部改正〕

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 管轄(第四条―第二十二條)」

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十三條―第二十七條)」

所の管轄権(第三條の二―第三條の十二)

條―第二十二條)

の除斥及び忌避(第二十三條―第二十七條)」

に改める。

「第一節 日本の裁判
第二節 管轄(第四
第三節 裁判所職員

第一編第二章第二節を第三節とする。

第五條第十五号中「(相続財産の全部又は一部
が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域
内にあるときに限る。)」を削る。

第十條の次に次の一條を加える。

(管轄裁判所の特例)

第十條の二 前節の規定により日本の裁判所が
管轄権を有する訴えについて、この法律の他
の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所
が定まらないときは、その訴えは、最高裁判
所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に
属する。

第十一條第三項中「(電子的方式、磁氣的方
式その他の知覚によつては認識することができ
ない方式で作られる記録であつて、電子計算機
による情報処理の用に供されるものをいう。以
下同じ。)」を削る。

第一編第二章第一節を第二節とし、同節の
前に次の一節を加える。

第一節 日本の裁判所の管轄権
(被告の住所等による管轄権)

第三條の二 裁判所は、人に対する訴えについ

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴
え又は契約上の債務に関して行われた事務管
理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約
上の債務の不履行による損害賠償の請求その
他契約上の債務に関する請求を目的とする訴
え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を
目的とする訴え

て、その住所が日本国内にあるとき、住所が
ない場合又は住所が知れない場合にはその居
所が日本国内にあるとき、居所がない場合又
は居所が知れない場合には訴えの提起前に日
本国内に住所を有していたとき(日本国内に
最後に住所を有していた後に外国に住所を有
していたときを除く。))は、管轄権を有する。

2 裁判所は、大使、公使その他外国に在つて
その国の裁判権からの免除を享有する日本人
に対する訴えについて、前項の規定にかかわ
らず、管轄権を有する。

3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対
する訴えについて、その主たる事務所又は営
業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは
営業所がない場合又はその所在地が知れない
場合には代表者その他の主たる業務担当者の
住所が日本国内にあるときは、管轄権を有す
る。

(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

第三條の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞ
れ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に
提起することができる。

契約において定められた当該債務の履行地が
日本国内にあるとき、又は契約において選択
された地の法によれば当該債務の履行地が日
本国内にあるとき。

手形又は小切手の支払地が日本国内にあると
き。

三 財産権上の訴え

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴え
でその事務所又は営業所における業務に関す
るもの

五 日本において事業を行う者(日本において
取引を継続してする外国会社(会社法(平成十
七年法律第八十六号)第二条第二号に規定す
る外国会社をいう。))を含む。))に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基
づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで
次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社
員であつた者に対する訴え、社員からの社
員若しくは社員であつた者に対する訴え又
は社員であつた者からの社員に対する訴え
で、社員としての資格に基づくもの

ロ 社団又は財団からの役員又は役員であつ
た者に対する訴えで役員としての資格に基
づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつ
た者又は検査役若しくは検査役であつた者
に対する訴えで発起人又は検査役としての
資格に基づくもの

ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又
は社員であつた者に対する訴えで社員とし
ての資格に基づくもの

八 不法行為に関する訴え

請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該
訴えが金銭の支払を請求するものである場合
には差し押さえることができる被告の財産が
日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく
低いときを除く。))。

当該事務所又は営業所が日本国内にあると
き。

当該訴えがその者の日本における業務に関す
るものであるとき。

船舶が日本国内にあるとき。

社団又は財団が法人である場合にはそれが日
本の法令により設立されたものであるとき、
法人でない場合にはその主たる事務所又は営
業所が日本国内にあるとき。

不法行為があつた地が日本国内にあるとき(外
国で行われた加害行為の結果が日本国内で発
生した場合において、日本国内におけるその
結果の発生が通常予見することのできないも
のであつたときを除く。))。

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

十 海難救助に関する訴え

十一 不動産に関する訴え

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権)

第三条の四 消費者(個人)事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下同じ。と事業者法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地その地が定まっていな場合にあつては、労働者を雇入れた事業所の所在地)が日本国内

損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。

相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)

同号に定めるとき。

にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業者からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

(管轄権の専属)

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴え(同章第四節及び第六節に規定するものを除く。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 知的財産権(知的財産基本法平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管

轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

(併合請求における管轄権)

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

(管轄権に関する合意)

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除

き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であつて、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

(応訴による管轄権)

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。において、)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特

別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)

第三条の十 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)

第三条の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄権の標準時)

第三条の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

第百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有しないときは、当事者は、同項の確認の判決を求めることができない。

第百四十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。

ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない。

第百四十七条中「第百四十五条第三項」を「第百四十五条第四項」に改める。

第三百二十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

(民事保全法の一部改正)

第二条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条」を「第十一条」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

第二章第二節の節名、同節第一款の款名及び第十二条の見出しを削り、第十一条の前に次の節名、款名及び見出しを付する。

第二節 保全命令

第一款 通則

(保全命令事件の管轄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法の規定(第三条の七を除く)は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関しては、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三条の七の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。

3 第二条の規定による改正後の民事保全法第十条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第百八十五条中(平成八年法律第九十九号)の

下に「第三条の三第七号ハ及び」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第一編第二章第二節」を「第一編第二章第三節」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

人事に関する訴えについては、民事訴訟法第一編第二章第一節、第百四十五条第三項及び第百四十六条第三項の規定は、適用しない。

第三十条の見出しを「民事保全法の適用関係等」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「平成元年法律第九十一号」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十一条の規定は、適用しない。

(労働審判法の一部改正)

第六条 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があったものとみなされた訴えを却下するものとする。

第二十二條第二項中「事件」の下に「(同項後段

の規定により却下するものとされる訴えに係るものを除く。』を加える。

平成二十三年五月十日印刷

平成二十三年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D